

# 資料編



## 目 次

### 《資 料 編》

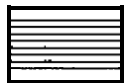
資料 1-1-1	地形区分図.....	1
資料 1-1-2	斑鳩町の地震環境.....	2
資料 1-1-3	水害履歴図.....	4
資料 2-1-1	防火地域・準防火地域の指定状況.....	5
資料 2-1-2	都市計画道路の整備状況.....	5
資料 2-1-3	指定・登録文化財一覧表.....	6
資料 2-1-4	文化財の状況.....	9
資料 2-1-5	指定・登録文化財地図.....	10
資料 2-1-6	水防区域.....	11
資料 2-1-7	水防倉庫一覧.....	14
資料 2-1-8	土石流危険溪流.....	15
資料 2-1-9	急傾斜地崩壊危険箇所.....	15
資料 2-1-10	山地災害危険地区.....	15
資料 2-1-11	土砂災害警戒区域.....	16
資料 2-1-12	危険物施設一覧表.....	17
資料 2-1-13	災害時等における防災協定等の一覧.....	18
資料 2-2-1	消防力の現況.....	21
資料 2-2-2	消防水利の現況.....	22
資料 2-2-3	斑鳩町消防団の現況.....	23
資料 2-2-4	町内医療収容施設.....	24
資料 2-2-5	緊急輸送道路指定図.....	25
資料 2-2-6	災害活動用ヘリポート.....	26
資料 2-2-7	公園・緑地・子供の広場.....	27
資料 2-2-8	学校グラウンド.....	29
資料 2-2-9	指定避難所一覧及び位置図.....	30
資料 2-2-10	指定緊急避難場所一覧.....	32
資料 2-2-11	要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域内）.....	33
資料 3-1-1	斑鳩町防災会議条例.....	35
資料 3-1-2	斑鳩町防災会議委員.....	37
資料 3-1-3	斑鳩町災害対策本部条例.....	38
資料 3-1-4	標識等.....	39
資料 3-1-5	参集途上における被害状況報告書.....	40
資料 3-1-6	応急被災状況報告.....	41
資料 3-1-7	被害状況等報告様式（県地域防分）.....	42
資料 3-1-8	被害状況等の報告系統.....	46
資料 3-1-9	被災世帯の認定基準.....	49
資料 3-1-10	公用令書.....	50
資料 3-1-11	自衛隊災害派遣等様式.....	56

資料 3-1-12	町有車両一覧表.....	57
資料 3-1-13	緊急通行車両確認申請書.....	59
資料 3-1-14	緊急通行車両事前届出書.....	60
資料 3-1-15	緊急通行車両確認証明書.....	61
資料 3-1-16	緊急通行車両標章.....	62
資料 3-1-17	避難者カード.....	63
資料 3-1-18	避難者名簿.....	64
資料 3-2-1	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」.....	65
資料 3-2-2 (1)	救助の種目別物資受払状況.....	68
資料 3-2-2 (2)	避難所設置及び収容状況.....	69
資料 3-2-2 (3)	応急仮設住宅台帳.....	70
資料 3-2-2 (4)	炊出し給与状況.....	71
資料 3-2-2 (5)	飲料水の供給簿.....	72
資料 3-2-2 (6)	物資の給与状況.....	73
資料 3-2-2 (7)	医療救護班活動状況.....	74
資料 3-2-2 (8)	病院診療所医療実施状況.....	75
資料 3-2-2 (9)	助産台帳.....	76
資料 3-2-2 (10)	被災者救出状況記録簿.....	77
資料 3-2-2 (11)	住宅応急修理記録簿.....	78
資料 3-2-2 (12)	生業資金台帳.....	79
資料 3-2-2 (13)	学用品の給与状況.....	80
資料 3-2-2 (14)	埋葬台帳.....	81
資料 3-2-2 (15)	遺体処理台帳.....	82
資料 3-2-2 (16)	障害物の除去の状況.....	83
資料 3-2-2 (17)	輸送記録簿.....	84
資料 3-2-2 (18)	避難所開設台帳.....	85
資料 3-2-2 (19)	避難所用物資受払簿.....	86
資料 3-2-2 (20)	入居誓約書.....	87
資料 3-2-3	上水道施設・能力等.....	88
資料 3-2-4	防災備蓄品一覧表.....	89
資料 3-2-5	薬剤散布基準.....	91
資料 4-1-1	り災証明書.....	92
資料 4-1-2	災害弔慰金及び災害障害見舞金.....	93
資料 4-1-3	災害援護資金.....	94
資料 4-1-4	生活福祉資金.....	95
資料 4-1-5	住宅復興資金.....	96

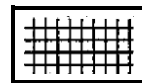
資料 1-1-1 地形区分図



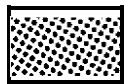
凡 例



低地Ⅰ（奈良盆地中央部氾濫原）



台地Ⅱ（生駒谷）



低地Ⅱ（生駒谷）



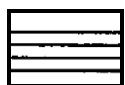
丘陵地（矢田丘陵）



緩扇状地（富雄川緩傾斜扇状地）



活断層（確実度Ⅰ）



台地Ⅰ（富雄川緩傾斜扇状地）

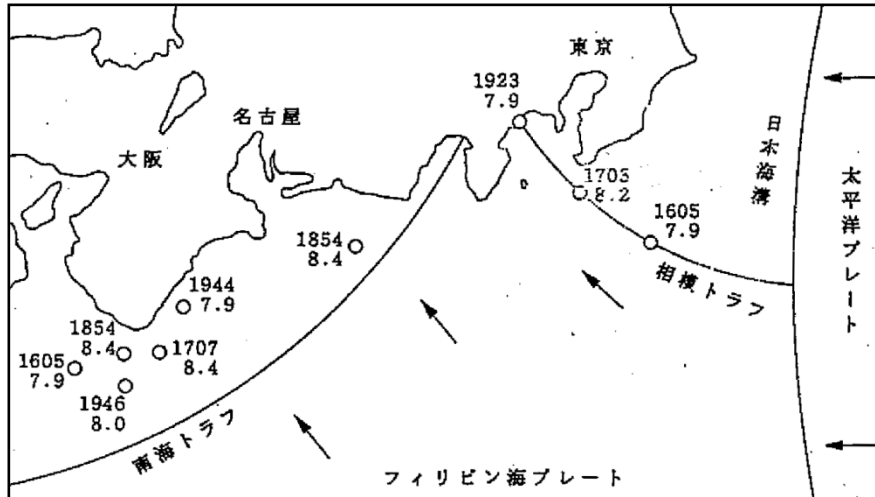


活断層（確実度Ⅲ）

## 資料 1-1-2 斑鳩町の地震環境

### (1) 海溝型地震

斑鳩町の位置する近畿地方は、日本でも地震活動の活発な地域である。この地域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込んでおり、それらの境界面では過去に数多くの巨大地震が発生している。

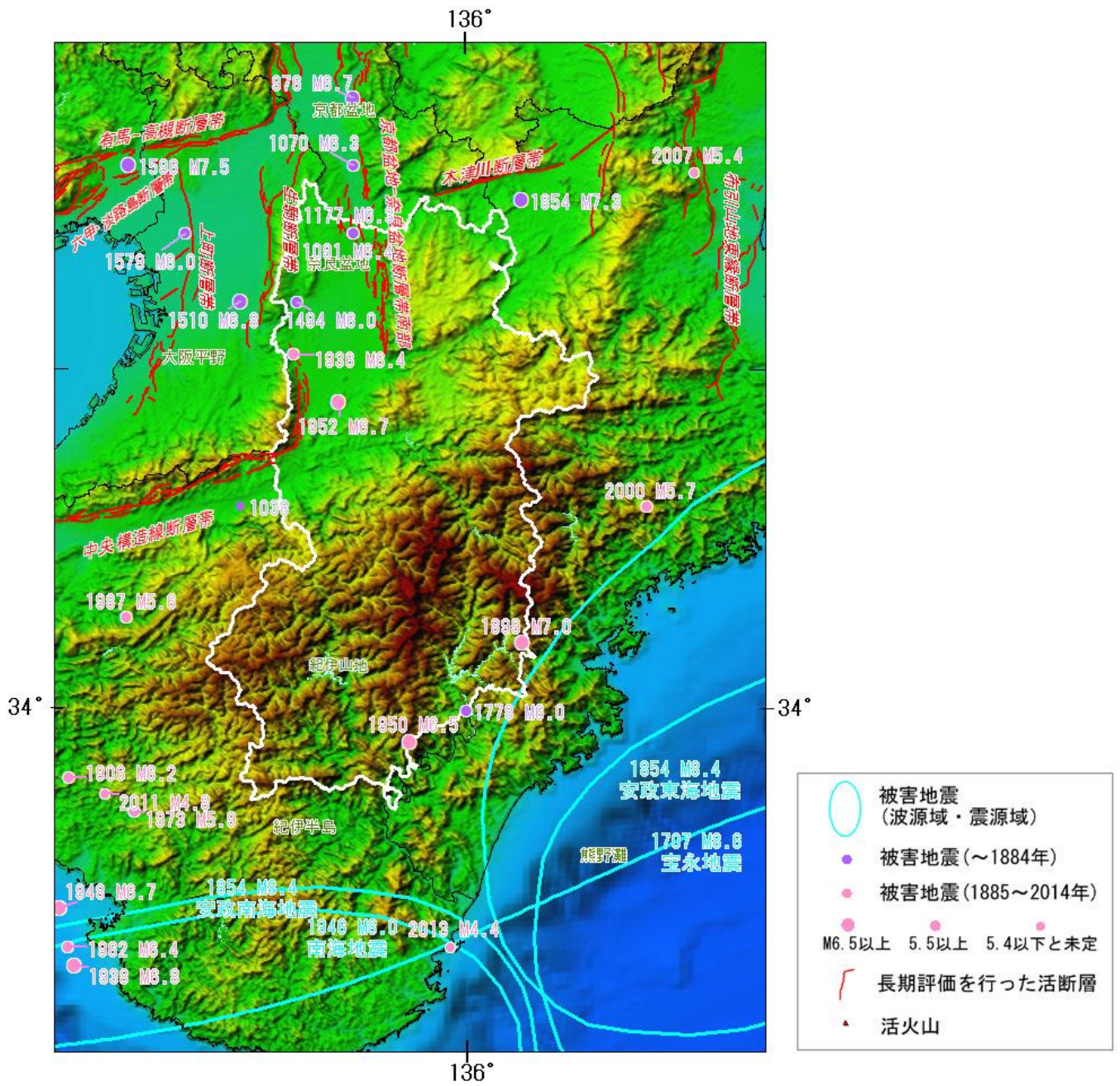


(1600年以降、年の下の数字はマグニチュード)  
相模トラフ、南海トラフと関連する巨大地震

### (2) 内陸型地震 (直下型地震)

地震の発生機構は、地殻内の歪の開放として破壊が起き、これが断層という形をとって海底や地表面に現れてくるものである。一度破壊が起きたところは力学的に弱いところとなり、再び歪が蓄積されてくれば当然弱いところに歪の開放を求めることになる。地震の起こりやすい地域が特定されるのは、このためである。歪に対して非常に弱いところであれば、大きな破壊を起こすほどの歪が蓄積する前に小さな破壊で力を開放させてしまう。歪の蓄積速度と歪を開放する周期の長さは場所によって異なる。

一般に地震活動と関係する断層は、最近 200 万年間 (第四紀と呼ばれる地質時代) に活動している活断層と考えられている。近畿地方中部は、日本の内陸ではもっとも活断層が密に分布している地域のひとつである。



奈良県とその周辺の活断層と被害地震（地震調査研究推進本部）

# 斑鳩町

## 主な流域対策施設



- ① 緑ヶ丘
- ② 服部川東調整池
- ③ 服部川西調整池



- ④ 斑鳩町スポーツセンター歩道
- ⑤ 斑鳩町中央公民館
- ⑥ 斑鳩町役場
- ⑦ 斑鳩東小学校
- ⑧ 斑鳩町東公民館
- ⑨ 斑鳩町西公民館
- ⑩ 現:奈良県立法隆寺国際高等学校 (旧:斑鳩高等学校)



- ⑪ 天満上池
- ⑫ 毛無池・毛無上池
- ⑬ 瓦塚池
- ⑭ 慶花池
- ⑮ 松谷池



緑ヶ丘



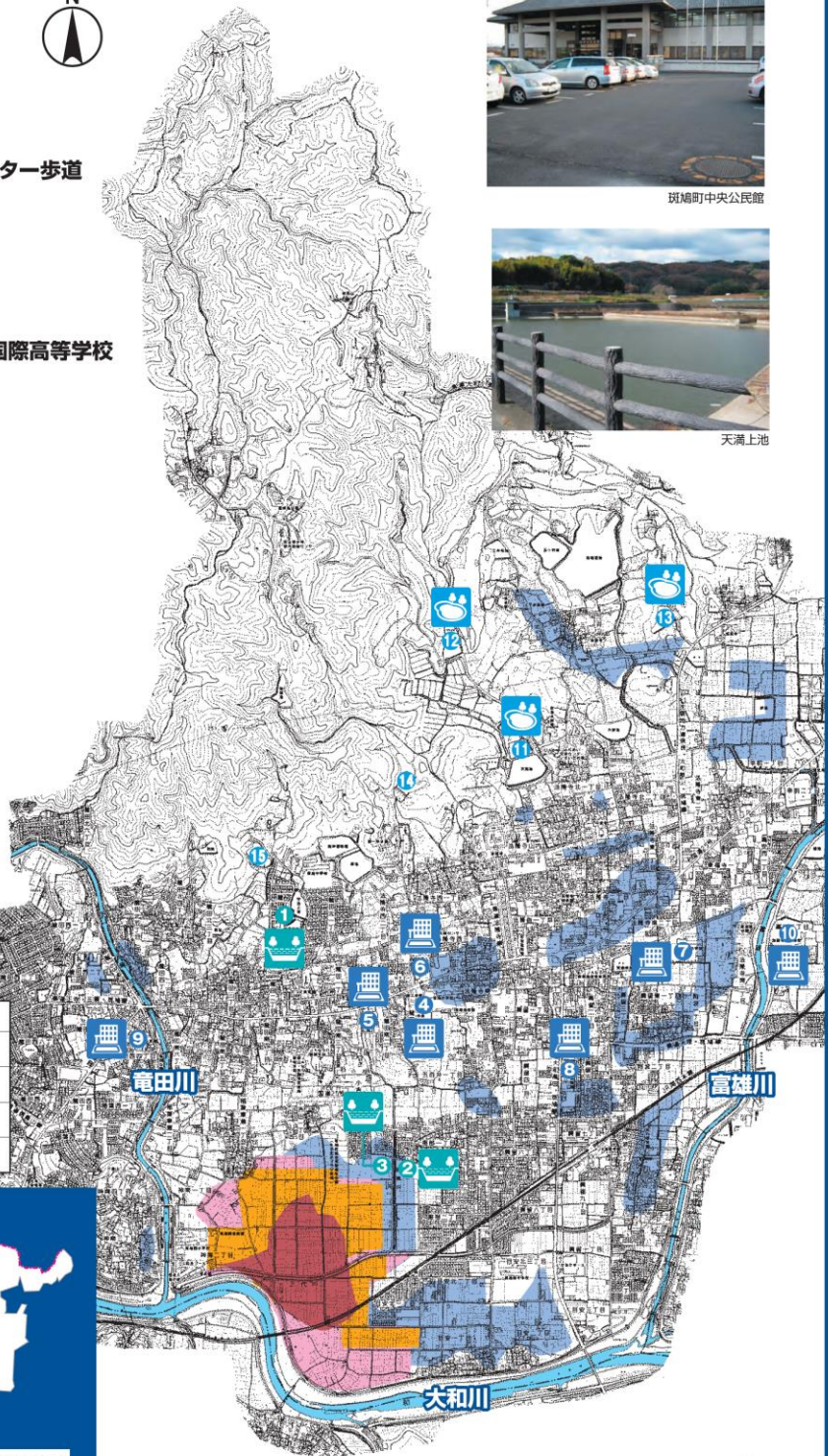
斑鳩町中央公民館



天満上池

※注) 各流域対策施設は平成21年度の調査結果による。

凡	例
	昭和57年8月出水による浸水域
	平成7年7月出水による浸水域
	平成11年8月出水による浸水域
	平成19年7月出水による浸水域



0 200 400 600 800 1,000(m)



資料 2-1-1 防火地域・準防火地域の指定状況

令和4年3月31日現在

区 分	面積(ha)	備 考
準防火地域	24.1	近隣商業地域

資料 2-1-2 都市計画道路の整備状況

令和4年3月31日現在

路 線 名	計画幅員 (m)	備 考
郡山斑鳩王寺線	18~22	一部整備済
法隆寺線	16	一部整備済
安堵王寺線	16~18	未整備
法隆寺門前線	52	整備済
法隆寺藤ノ木線	3~6.2	整備済

資料 2-1-3 指定・登録文化財一覧表

令和 4 年 3 月 31 日現在

区 分	名 称	所在地及び所有者	
国 宝	建 造 物	法隆寺金堂他17件	法隆寺山内 法 隆 寺
		法起寺三重塔	大字岡本 法 起 寺
	彫 刻	木造観音菩薩立像(百済観音)他 17 件	法隆寺山内 法 隆 寺
		木造菩薩半跏像(伝如意輪観音)	法隆寺北1丁目 中 宮 寺
	工 芸	玉虫厨子他2件	法隆寺山内 法 隆 寺
		天寿国繡帳残闕	法隆寺北1丁目 中 宮 寺
重 要 文 化 財	建 造 物	法隆寺上御堂他27件	法隆寺山内 法 隆 寺
		吉田寺多宝塔	小吉田1丁目 吉 田 寺
		伊弉册命神社本殿	五百井1丁目 伊弉册命神社
	彫 刻	銅造観音菩薩立像他67 件	法隆寺山内 法 隆 寺
		木造文殊菩薩騎獅像	法隆寺山内 宝 珠 院
		木造阿弥陀如来及両脇侍像	法隆寺山内 北 室 院
		木造十一面観音立像	龍田北4丁目 仙 光 寺
		木造地藏菩薩立像他1件	神南3丁目 融 念 寺
		紙製文殊菩薩立像	法隆寺北1丁目 中 宮 寺
		木造聖徳太子立像	法隆寺南3丁目 成 福 寺
		木造阿弥陀如来坐像	小吉田1丁目 吉 田 寺
		銅造菩薩立像他1件	大字岡本 法 起 寺
		木造薬師如来坐像他5件	大字三井 法 輪 寺
		木造十一面観音立像他2件	高安1丁目 勝 林 寺
	工 芸	銅壺他 21 件	法隆寺山内 法 隆 寺
		多宝塔文磬他1件	大字三井 法 輪 寺

	区 分	名 称	所在地及び所有者
重要文化財	絵 画	絹本著色星曼陀茶図他14件	法隆寺山内 法 隆 寺
	書 跡 等	紙本墨書恵沼神塔碑他13件	法隆寺山内 法 隆 寺
		紙本墨書瑜伽師地論	法隆寺北1丁目 中 宮 寺
	考 古	木造百万小塔等	法隆寺山内 法 隆 寺
		鷗尾残闕他1件	大字三井 法 輪 寺
歴 史	十七条憲法板木他 3 件	法隆寺山内 法 隆 寺	
記念物	史 跡	法隆寺旧境内	法隆寺山内 法 隆 寺
		三井瓦窯跡	大字三井 個 人
		三井(井戸)	大字三井 個 人
		中宮寺跡	法隆寺東2丁目他 斑 鳩 町
		藤ノ木古墳	法隆寺西2丁目 斑 鳩 町 他
		法起寺境内	大字岡本 法 起 寺
登録有形文化財	建 造 物	辰巳家住宅主屋他 12 棟	法隆寺西1丁目 個 人
		太田酒造主屋他5棟	龍田3丁目 個 人
		來田家住宅離れ	五百井1丁目 個 人
		中宮寺表御殿	法隆寺北1丁目 中 宮 寺
県指定文化財	建 造 物	法輪寺西門	大字三井 法 輪 寺
		素盞鳴神社本殿	興留東1丁目 素 盞 鳴 神 社
	彫 刻	木造釈迦如来坐像	大字三井 法 輪 寺
	工 芸	劍	法隆寺山内 法 隆 寺
		阿弥陀三尊繡仏他 1 件	法隆寺北1丁目 中 宮 寺
		銅錫杖頭	大字三井 法 輪 寺
	史 跡	仏塚古墳	大字法隆寺 国(財務省)
天 然 記 念 物	ソテツの巨樹	龍田1丁目 龍 田 神 社	

	区 分	名 称	所在地及び所有者
町 指 定 文 化 財	古 文 書	安田家文書	法隆寺西1丁目 斑 鳩 町 (保管場所:龍田南2丁目 中央公民館)
	史 跡	駒塚古墳	東福寺1丁目 斑 鳩 町
		調子丸古墳	東福寺1丁目 斑 鳩 町

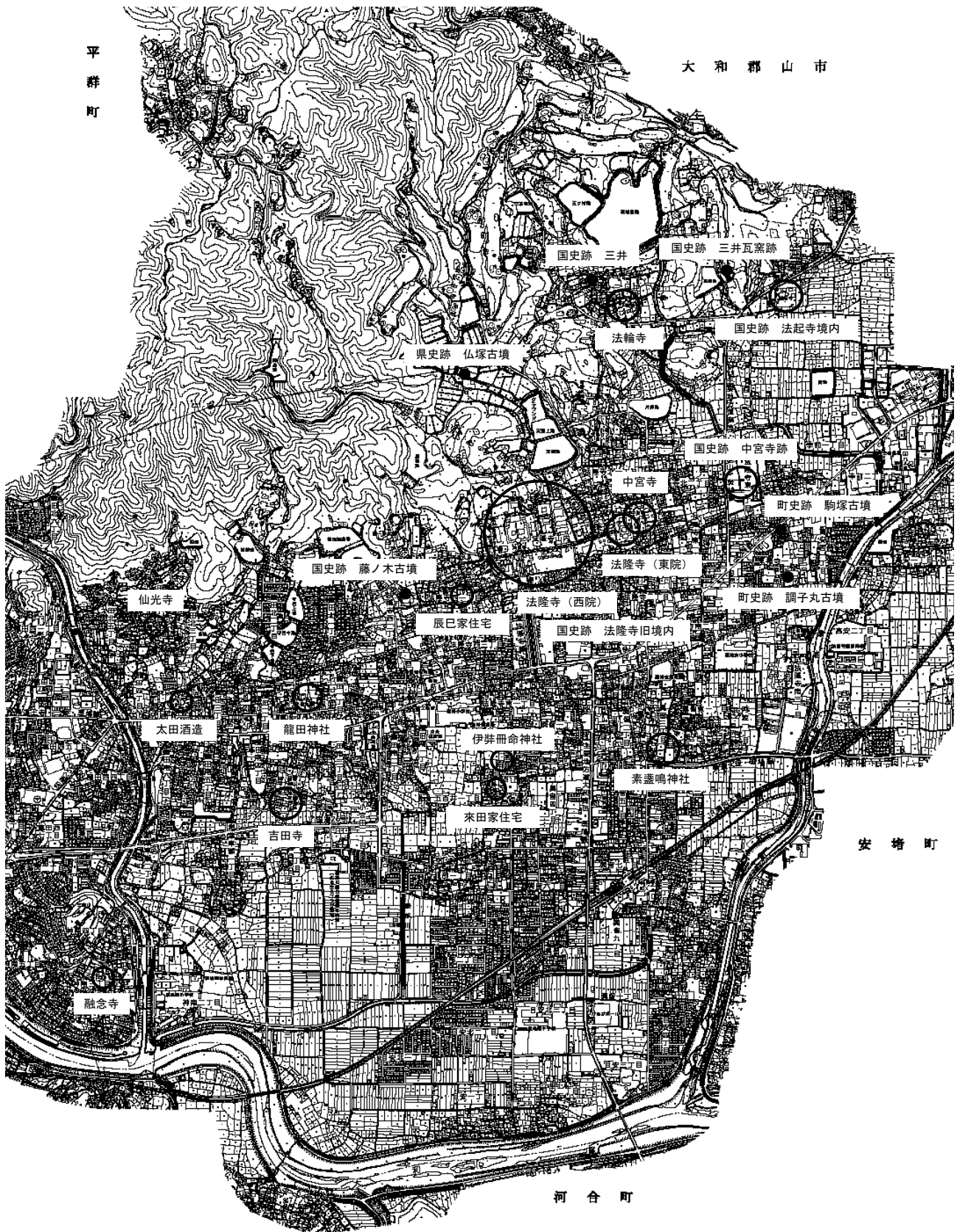
資料 2-1-4 文化財の状況

(単位 件)  
令和4年3月31日現在

	有形文化財															記念物			
	建造物				絵画	彫刻			工芸			書跡他		歴史資料	考古資料	史跡			天然記念物
	国宝	重文	県指定	登録	重文	国宝	重文	県指定	国宝	重文	県指定	重文	町指定	重文	重文	国	県	町	県
法隆寺	18	28			15	18	68		3	22	1	14		4	1	1			
北室院							1												
宝珠院							1												
法起寺	1						2									1			
成福寺							1												
中宮寺				1		1	1		1		2	1							
法輪寺			1				6	1		2	1				2				
吉田寺		1					1												
融念寺							2												
勝林寺							3												
仙光寺							1												
伊弉册命神社		1																	
素盞鳴神社			1																
龍田神社																			1
その他				20								1				4	1	2	
計	19	30	2	21	15	19	87	1	4	24	4	15	1	4	3	6	1	2	1

資料 2-1-5 指定・登録文化財地図

(※成福寺と勝林寺所有の指定物件は他所、安田家文書は斑鳩町中央公民館にて保管中)



1. 国管理河川重要水防箇所一覧

大和川河川事務所

令和3年5月1日現在

資料 2-1-6 水防区域

番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭	延長	対象とする流量	対象とする流量を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	備考
16	大和川	右	越水(溢水)	A	斑鳩町神南	27.4k~32.4k	4,883	3,200 (30.0)	41.870	41.160	1.50	王寺	
17	大和川	右	越水(溢水)	B	斑鳩町目安	32.4k~32.6k	226	3,100 (32.6)	44.098	44.780	1.50	王寺	
18	大和川	右	越水(溢水)	A	斑鳩町目安	32.6k~32.8k	216	3,100 (32.8)	44.297	43.440	1.50	王寺	
74	大和川	右	工作物	A	斑鳩町神南	29.8k- 92m	-	3,200 (29.8)	41.980	40.880	1.50	王寺	南浦樋門
75	大和川	右	工作物	A	斑鳩町神南	30.0k+190m	-	3,200 (30.2)	42.629	41.480	1.50	王寺	神南樋管
94	大和川	左	工作物	A	左岸：王寺町舟戸	29.2k+111m	-	3,200 (29.4)	41.860	40.360	1.50	王寺	昭和橋
		右			右岸：斑鳩町神南	29.2k+110m	-		41.860	40.760	1.50		
95	大和川	左	工作物	A	左岸：河合町大輪田	30.8k+ 61m	-	3,200 (30.8)	42.902	41.310	1.50	王寺	JR第一大和川橋梁
		右			右岸：斑鳩町神南	30.8k+ 99m	-		42.902	41.700	1.50		
96	大和川	左	工作物	A	左岸：河合町大輪田	31.2k- 4m	-	3,100 (31.2)	43.371	42.900	1.50	王寺	大城橋
		右			右岸：斑鳩町目安	31.2k- 17m	-		43.371	42.290	1.50		
97	大和川	左	工作物	A	左岸：河合町泉台	32.6k- 49m	-	3,100 (32.6)	44.098	44.210	1.50	王寺	新御幸橋
		右			右岸：斑鳩町目安	32.6k- 21m	-		44.098	44.740	1.50		

## 2. 県管理河川重要水防箇所一覧

### ①水防警報河川

令和3年5月1日現在

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
富雄川	左	郡山	大和郡山市・斑鳩町・安堵町	自：大和郡山市外川町～至：安堵町笠目	5,600	堤防高				
	右	郡山	大和郡山市・斑鳩町・安堵町	自：大和郡山市外川町～至：安堵町笠目	5,500	堤防高				
竜田川	左	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町稲葉車瀬2丁目～至：斑鳩町神南2丁目	500	堤防高				
	右	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町神南2丁目～至：大和川合流点	300	堤防高・法崩れ・すべり				
	右	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町稲葉車瀬～至：大和川合流点	800	堤防高				



②水防警報河川以外の河川

令和3年5月1日現在

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
三代川	左	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町法隆寺南3丁目～至：斑鳩町法隆寺南3丁目	750	堤防高・水衝	自：斑鳩町法隆寺南3丁目～至：斑鳩町阿波2丁目	400	堤防高・水衝	
	左	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町阿波2丁目～至：斑鳩町阿波2丁目	100	堤防高・水衝	自：斑鳩町阿波2丁目～至：斑鳩町阿波3丁目	300	堤防高・洗掘・水衝	
	左	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町阿波3丁目～至：大和川合流点	2,200	堤防高・水衝・家屋連たん				
	右	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町法隆寺～至：斑鳩町阿波1丁目	750	堤防高・水衝	自：斑鳩町阿波1丁目～至：斑鳩町興留3丁目	400	堤防高・水衝	
	右	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町興留3丁目～至：斑鳩町興留5丁目	100	堤防高・水衝	自：斑鳩町興留5丁目～至：斑鳩町興留9丁目	300	堤防高・洗掘・水衝	
	右	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町興留9丁目～至：大和川合流点	2,200	堤防高・水衝・家屋連たん				
イツボ川	左	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町法隆寺～至：三代川合流点	900	堤防高・家屋連たん				
	右	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町法隆寺～至：三代川合流点	900	堤防高・家屋連たん				
服部川	左	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町竜田～至：三代川合流点	800	堤防高・家屋連たん				
	右	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町竜田～至：三代川合流点	800	堤防高・家屋連たん				

資料 2-1-7 水防倉庫一覽

令和4年4月1日現在

河川名	所在地	面積(㎡)	備考
大和川	斑鳩町役場地下	42.00	

資料 2-1-8 土石流危険溪流

水系名	河川名	溪流名	所在地
大和川	竜田川	龍田西沢	龍田北 5 丁目
〃	〃	北床沢	龍田北 4 丁目
〃	〃	龍田東沢	龍田北 2 丁目
〃	三代川	服部川	法隆寺西 2 丁目
〃	〃	イッポ川	法隆寺西 1 丁目

資料 2-1-9 急傾斜地崩壊危険箇所

自然斜面

所在地	地 形		
	傾斜度	長さ	高さ
龍田蛾瀬	30 度	200m	30m

人口斜面

所在地	地 形		
	傾斜度	長さ	高さ
神南紅葉が丘	30 度	50m	20m
竜田ネオポリス	50 度	100m	60m

資料 2-1-10 山地災害危険地区

所在地	延長又は面積	予想される危険
法隆寺舎利山	1ha	山腹崩壊
〃 ダラリ	2ha	〃
〃 寺山 (1)	3ha	〃
〃 〃 (2)	1ha	〃
〃	100m	崩壊土砂流出
龍田 (1)	100m	〃
惣明	400m	〃
龍田 (2)	200m	〃

資料 2-1-11 土砂災害警戒区域

平成 30 年 2 月 28 日現在

大字 (町名)	指定区域							
	急傾斜地の 崩壊		土石流		地すべり		合計	
	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別
神南	1	1	0	0	0	0	1	1
龍田北	1	1	5	5	0	0	6	6
龍田西	3	3	0	0	0	0	3	3
法隆寺	1	1	8	6	0	0	9	7
三井	2	2	3	3	0	0	5	5
合計	8	8	16	14	0	0	24	22

資料 2-1-12 危険物施設一覽表

令和 3 年 12 月 31 日現在

施設別 署(市町村)別		施設 総 数	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所			
				屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	給 油	第 1 種 販売	第 2 種 販売	一 般
天理消防署	天理市	140		17	3	34	20		8	1	35	1		21
磯城消防署	川西町	30		7	3		4		4	1	5			6
	三宅町	7		3			4							
	田原本町	48		5		1	17		5	1	14		1	4
山添消防署	山添村	36		3	4	3	10		7		6			3
桜井消防署	桜井市	64		8	3	1	17		3		20			12
五條消防署	五條市	158	1	29	18	3	32	1	22		20	3		29
	十津川村	36		1	3	2	3		16		7			4
大和郡山消防署	大和郡山市	235	7	60	40	3	51		13	7	30		1	23
西和消防署	平群町	18			2	5	4				3			4
	三郷町	18		1		2	6		3		2			4
	斑鳩町	45	1	12	3	2	10	1	1		6			9
	安堵町	26		9	2		5		2	1	4			3
	上牧町	19	1	1		2	3		4		3			5
	王寺町	21		7		1	7				2			4
	河合町	25		3	1	1	8				9			3
宇陀消防署	宇陀市	105		3	5	4	28		33	2	16	1		13
	曾爾村	8					3		1		3			1
	御杖村	3					1				2			
葛城消防署	葛城市	133	13	28	6		44	1	3	2	18			18
吉野消防署	吉野町	25		2		4	9		2	1	6			1
	下北山村	5		1			1				3			
	上北山村	5					3		1		1			
	川上村	6				1	3				1			1
	東吉野村	8		1			3			2	1			1
高田消防署	大和高田市	76		12	6	10	16		5		15	2		10
橿原消防署	橿原市	209		29	10	5	54		55		26			30
御所消防署	御所市	143	4	15	21	8	28		16	2	21			28
高市消防署	高取町	21		6	1	2	8				2			2
	明日香村	5		1			2				2			
大淀消防署	大淀町	84		2	5	1	23		23		16			14
下市消防署	下市町	24	1				12		3		4			4
	黒滝村	1					1							
	天川村	8					1		2		3			2
香芝消防署	香芝市	64		9	2	2	21		8		15			7
広陵消防署	広陵町	69		5	9	3	14		12	1	16			9
野迫川分署	野迫川村	4					1		1		1			1
計		1,932	28	280	147	100	477	3	253	21	338	7	2	276

資料 2-1-13 災害時等における防災協定等の一覧

	協定先名称	協定の名称	締結年月日	内 容
1	兵庫県太子町	聖徳太子ゆかりの地 災害等相互応援に関 する協定	H8. 11. 1	「食糧、飲料水、医療品、その他生活必需品 の供給及びあっせん」 「被災者の救援、救助活動及び応急復旧等に 必要な資機材のあっせんまたは提供」 「救援、応急復旧に必要な職員の派遣」 「被災者の一時受け入れ」
2	大阪府太子町		H8. 11. 1	
3	長野県飯島町	斑鳩町・飯島町災害等 相互応援に関する協 定	H9. 2. 11	
4	和歌山県上富田町	上富田町・斑鳩町災害 時相互応援協定	H25. 11. 2	「被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急 復旧に必要な資機材及び物資の提供」 「食料、飲料水及び生活必需物資の供給並び に当該供給に必要な資機材の提供」 「救援及び救助活動に必要な車両等の提供」 「救助及び応急復旧に必要な職員の派遣」
5	滋賀県愛荘町	愛荘町・斑鳩町災害時 相互応援協定	H25. 12. 17	「被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急 復旧に必要な資機材及び物資の提供」 「食料、飲料水及び生活必需物資の供給並び に当該供給に必要な資機材の提供」 「救援及び救助活動に必要な車両等の提供」 「救助及び応急復旧に必要な職員の派遣」
6	京都府与謝野町	与謝野町・斑鳩町災害 時相互応援協定	H26. 2. 10	「被災者の救出、施設の応急復旧等に必要 な資機材及び物資の提供」 「食料、飲料水及び生活必需物資の供給並び に当該供給に必要な資機材の提供」 「避難が必要な被災者の受入れ」 「救助及び応急復旧に必要な職員の派遣」 「町民等の災害救助ボランティアの斡旋」
7	三重県伊賀市	伊賀市・斑鳩町災害時 相互応援協定	H29. 9. 29	「被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急 復旧に必要な資機材及び物資の提供」 「食料、飲料水及び生活必需物資の供給並び に当該供給に必要な資機材の提供」 「救援及び救助活動に必要な車両等の提供」 「救助及び応急復旧に必要な職員の派遣」
8	王寺郵便局及び 法隆寺郵便局	災害発生時における 斑鳩町内郵便局及び 王寺郵便局の協力に 関する協定	H30. 3. 28	「避難先リスト等」「広報活動」「郵便業務 に係る災害特別事務取扱及び援護対策」「ゆ うちょう銀行、かんぽ生命保険の非常取り扱 い」
		地域における協力の 関する協定	H30. 3. 28	「住民等に何等かの異変」、「道路の異常」 「不法投棄等の発見」
9	イオン株式会社 西日本カンパニー	災害時における応急 食料・生活必需品の提 供等に関する協定	H10. 6. 1	「応急食料及び生活必需品の提供」 避難場所の提供(H18. 7. 20 追加)
10	奈良県農業協同組 合	災害時における応急 食料の確保に関する 協定	H10. 6. 1	「米の調達」
11	敷島製パン株式会 社	災害時における応急 食料の確保に関する 協定	H10. 6. 1	「パン類の調達」

	協定先名称	協定の名称	締結年月日	内 容
12	ダイドードリンク株式会社	災害時における応急物資供給に関する協定	H24. 9. 3	「災害時の飲料水等必要な応急物資の調達に関する協力」
13	市民生活協同組合ならコープ	災害時における物資供給等に関する協定	H26. 9. 19	「災害時の応急食料及び生活用品等必要な応急物資の調達に関する協力」
14	日東紙器工業株式会社	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	R 元. 11. 22	「避難所の設営等に必要な物資（段ボール製簡易ベット一式その他取扱商品）の調達」
15	江崎グリコ株式会社	相互協力に関する連携協定	R2. 10. 19	相互に協力し町民生活の安定を図るための連携協定 「液体ミルクやビスコなどの防災食品の情報提供」 「防災訓練等の参加や協力、セミナー等への講師派遣、防災食品の案内、アドバイス」 「防災意識の啓発」
16	上新電機株式会社	緊急時避難協力施設としての一時使用に関する協定	R2. 10. 22	災害時等において、円滑かつ迅速な避難のために使用する一時的な避難場所として利用に関するもの 「屋外駐車場」
17	大栄環境株式会社	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	R3. 3. 17	地震等災害及び不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関するもの
18	奈良県電気工事工業組合	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	H21. 10. 2	「被災電気設備の迅速な応急復旧」
19	大阪ガスネットワーク株式会社	災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定 災害時における情報提供に関する協定	H31. 2. 28	「ガス設備の迅速な応急復旧」 「災害時のガス機器の自己復旧に係る情報周知」
20	斑鳩町安堵町医師会	災害時における医療救護活動に関する協定	H24. 3. 22	「災害時の医療救護活動」
21	法隆寺	災害時における避難所等施設利用に関する協定	H25. 12. 9	「町民及び帰宅困難となった観光客の避難場所及び避難所としての、法隆寺の施設利用に関する協定」
22	公益社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定	H28. 11. 11	「災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する協力」
23	奈良県及び県内市町村	奈良県水道災害相互応援に関する協定	H15. 6. 2	「応急給水」 「応急復旧工事」 「必要な資機材、車両の拠出」 「工事業者のあっせん」等
24	奈良県及び県内市町村等	奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定	H24. 8. 1	「災害廃棄物等の処理（収集、運搬、破砕、焼却、埋立等）」 「災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供」 「災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣等」

	協定先名称	協定の名称	締結年月日	内 容
25	特定非営利活動法人 あゆみの家	災害発生時における 福祉避難所の設置運 営に関する協定	H31. 3. 20	災害時の避難所での生活において特別の配 慮を要する者及びその家族を受け入れるた めの福祉避難所としての施設及び運営につ いての協定
26	社会福祉法人 壺阪寺聚徳会			
27	社会福祉法人斑鳩 町社会福祉協議会	災害ボランティアセ ンターの設置及び運 営に関する協定	R2. 10. 15	災害時のボランティアセンターの設置及び 運営に関するもの
28	奈良県立 法隆寺国際高等学 校	災害時における避難 場所としての施設の 使用に関する協定	R3. 3. 18	災害時における避難場所としての使用に関す るもの
29	地縁法人 神南自 治会	地域避難所の開設及 び運営に関する協定	R3. 4. 1	町が指定する指定避難所とは別に、自治会の 管理する施設を自治会の会員等のための地 域避難所として開設し、運営に関するもの
30	トヨタユニテッ ド奈良株式会社	災害時の避難所等 における外部給電可 能な車両からの電力 供給の協力に関する 協定	R4. 7. 22	「災害時の避難所等における外部給電可 能な車両からの電力供給の協力」
31	関西電力送配電株 式会社	大規模災害時にお ける道路啓開や停電 復旧に係る応急措置 の実施の支障となる 障害物の除去等に関 する覚書	R4. 11. 30	大規模災害が発生した場合に、道路啓開や停 電復旧に係る応急措置の実施の支障となる 障害物の除去等に関する覚書



資料 2-2-1 消防力の現況

令和3年4月1日現在

区分	車両別	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	はしご付消防自動車	救急自動車	指揮車	その他	合計
消防本部								4	3	7
野迫川分署							1		2	3
救急ワークステーション							1			1
天理消防署		2	1	1	1	1	3	1	7	17
磯城消防署		1	1				2	1	3	8
山添消防署		1	1				1		3	6
桜井消防署		2	1		1	1	3	1	5	14
五條消防署		3	1		2		6	1	11	24
大和郡山消防署		1	1	1	1	1	4	2	4	15
西和消防署		4	1	1	1	1	5	2	6	21
宇陀消防署		4	1		1		4	1	6	17
葛城消防署		1	1		1		2	1	4	10
吉野消防署		1	1				3	1	5	11
高田消防署		3	1		1	1	3	1	5	15
橿原消防署		3		1	1	1	4	1	6	17
御所消防署		2	1			1	2	1	2	9
高市消防署		1	1				1	1	3	7
大淀消防署		1	1		1		1	1	4	9
下市消防署		3					2	2	5	12
香芝消防署		1		1	1	1	3	1	3	11
広陵消防署		1	1				2	1	2	7
小計		35	15	5	12	8	53	24	89	241
非常用消防自動車		5					7		1	
合計		40	15	5	12	8	60	24	90	254

## 資料 2-2-2 消防水利の現況

### 1. 防火水槽

令和4年4月1日現在

区分	数量	備考
60t	10 基	三井、東公民館、高塚町、消防コミュニティーセンター、三町、東里公民館、西公民館、東福寺、法隆寺消防センター、法隆寺五丁地区地域交流館 ※太文字は耐震性 9 基
40 t	100 基	うち耐震性 18 基 チサン（一番館・弐番館・三番館・五番館）、三代川、いかるがホール、三室休日応急診療所、第2慈母園、三井集会所、昭和町集会所、錦ヶ丘集会所、生き生きプラザ斑鳩、神南さくら、ジェイテクト、特別養護老人ホーム一樹、ピアッザコート、法隆寺駅前、旧ローソン興留店、クスリのアオキ斑鳩店
20t	1 基	斑鳩小学校
合計	111 基	

### 2. 消防水利指定溜池 : 14ヶ所

### 3. 消火栓

区分	数量	備考
300 ミリ以上	17 栓	
200 ミリ以上 300 ミリ未満	60 栓	
150 ミリ	39 栓	
100 ミリ	112 栓	
75 ミリ	343 栓	
50 ミリ	35 栓	
合計	606 栓	

資料 2-2-3 斑鳩町消防団の現況

消防団員数

令和4年12月31日現在

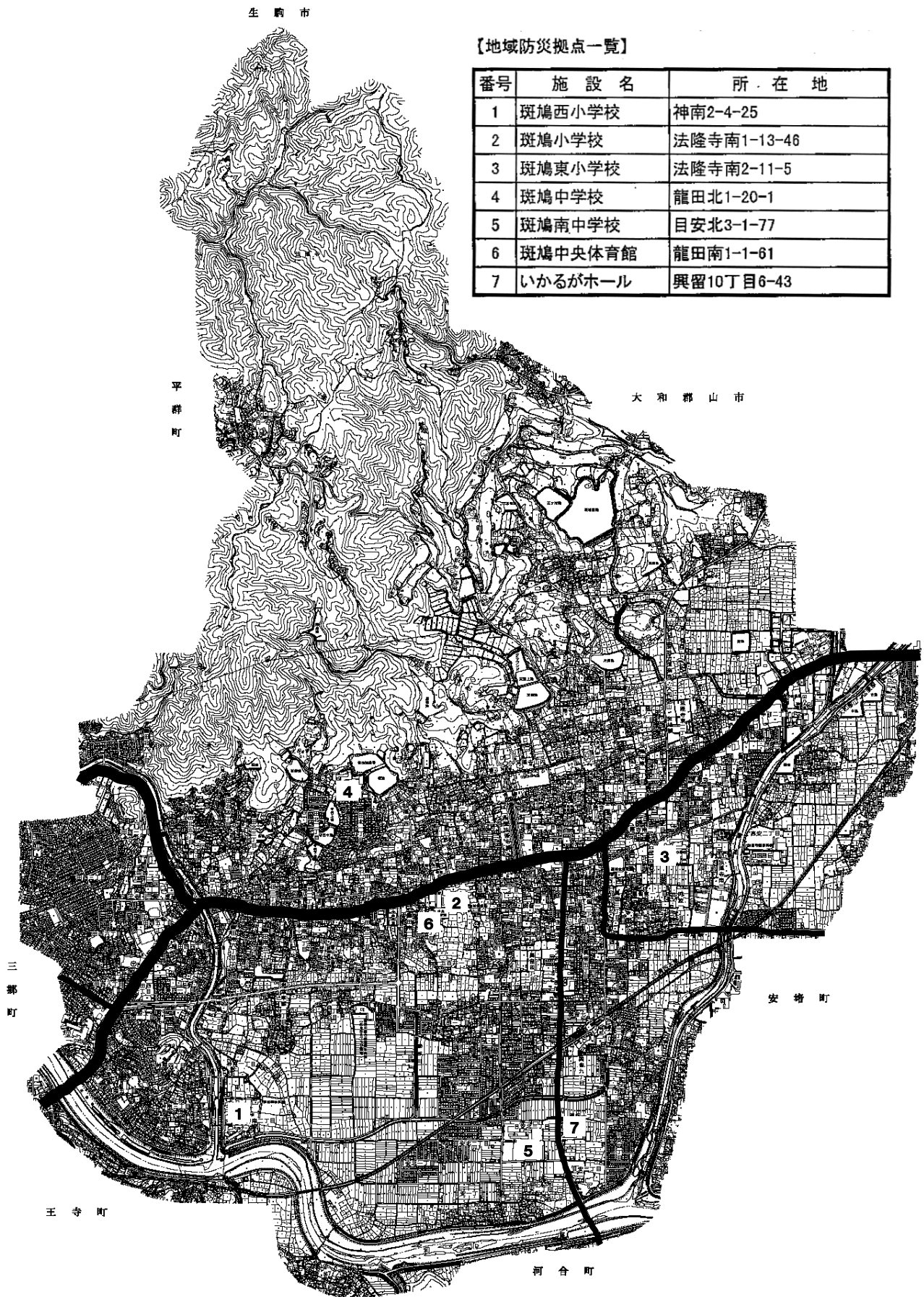
階 級	計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	定員数
消防団名									
斑鳩町消防団	81	1	3	3	3	3	21	47	100

## 資料 2-2-4 町内医療収容施設

令和 4 年 9 月 30 日現在

氏 名	住 所	電 話	診療所名 または勤務先	診 療 科 目
近森康宏	興留 6-2-8	(0745) 74-2630	斑鳩の里内科醫院	内・腎内
石崎嘉昭	興留 5-10-28	(0745) 75-5258	石崎整形外科	外・整・理・放
植嶋哲也	法隆寺 1-7-16	(0745) 75-2200	植嶋医院	内
大坂正浩	興留 7-2-12	(0745) 75-7890	おおさか耳鼻咽喉科	耳・鼻
梶本秀和	興留 5-1-34	(0745) 51-5556	かじもと眼科クリニック	眼
勝井龍平	龍田西 4-7-2	(0745) 75-3855	勝井整形外科	外・整
川本博	阿波 2-5-1	(0745) 75-3471	川本医院	内
坂本貞和	龍田 2-3-12	(0745) 75-2023	坂本医院	内・小
山下健	興留 4-10-14 野口ビル 1F	(0745) 74-0008	K E N レディースクリ ニック	産・婦
尾崎誠重	小吉田 2-7-15	(0745) 70-0003	西和往診クリニック	内・脳外
南野英隆	興留 5-14-8	(0745) 75-5623	なんのレディースクリ ニック	産・婦
藤岡庄司	幸前 2-2-12	(0745) 74-6677	藤岡内科医院	内
前田代元	龍田西 8-6-10	(0745) 75-5711	前田クリニック	外・内
増永博幸	興留 4-10-15 野口ビル 2F	(0745) 75-1277	ますなが皮フ科形成外 科	皮・形成
松木尚	法隆寺東 1-5-10	(0745) 75-8002	まつきクリニック	泌尿・内
宇治正剛	龍田西 4-1-45	(0745) 75-2211	宇治歯科医院	歯
内田行彦	龍田南 4-3-11	(0745) 75-2643	内田歯科医院	歯
河野寛二	服部 1-12-12	(0745) 75-6556	こうの歯科医院	歯
田村佳則	興留 5-1-33-104	(0745) 70-0118	田村歯科クリニック	歯
和田佐知子	法隆寺 2-9-8	(0745) 74-3338	なかにし歯科医院	歯
壽山達也	龍田西 8-9-30	(0745) 43-8217	ことぶき歯科医院	歯
平山隆浩	阿波 3-1-27	(0745) 74-4708	平山歯科医院	歯
船田正晴	興留 9-4-2	(0745) 75-7011	船田歯科医院	歯
吉村貴人	興留 7-6-23	(0745) 74-4107	吉村歯科医院	歯
芳本忍	阿波 2-14-4	(0745) 74-3355	芳本歯科医院	歯

資料 2-2-5 緊急輸送道路指定図



資料 2-2-6 災害活動用ヘリポート

自衛隊災害活動用ヘリポート

名 称	所 在 地	面 積
斑鳩小学校	斑鳩町法隆寺南 1 丁目 13 番 46 号	5,600 m <sup>2</sup>

大阪府ドクターヘリポート

奈良県防災ヘリポート

奈良県警察本部ヘリポート

名 称	所 在 地	面 積
天満スポーツグラウンド	斑鳩町法隆寺 3065 番地の 2	9,605 m <sup>2</sup>

奈良県ドクターヘリ離着陸場

名 称	所 在 地	面 積
天満スポーツグラウンド	斑鳩町法隆寺 3065 番地の 2	9,605 m <sup>2</sup>
斑鳩南中学校 (東側駐車場)	斑鳩町目安北 3 丁目 1 番 77 号	3,500 m <sup>2</sup>

資料 2-2-7 公園・緑地・子供の広場

令和 4 年 4 月 1 日現在

公園区分	区分総数	名称	所在	地番	面積 m <sup>2</sup>	供用開始年月	敷地所有者
都市緑地	1	県立竜田公園			140,000	平成 8 年 . 10	奈良県
都市公園	1	上宮遺跡公園	法隆寺南 3 丁目	31-1 外 1 筆	5,999.34	平成 4 年 9 月 22 日	斑鳩町
	2	並松児童公園	法隆寺南 2 丁目	664-3 外 3 筆	859.48	平成 5 年 10 月 1 日	斑鳩町
	3	小吉田児童公園	小吉田 1 丁目	105-3 外 7 筆	1,028.42	昭和 51 年 12 月 1 日	斑鳩町
	4	大和川第一緑地	大字神南／大字目安	地内	21,050.36	昭和 48 年 10 月 1 日	国土交通省
	5	神南公園	神南 3 丁目	675-3	284.00	昭和 50 年 10 月 1 日	財務省
	6	西里公園	法隆寺西 1 丁目	1853 外 1 筆	567.83	平成 16 年 6 月 18 日	斑鳩町
	7	服部コモン公園	服部 1 丁目	1031	642.00	平成 16 年 6 月 18 日	斑鳩町
	8	服部川東公園	服部 1 丁目	1014	190.00	平成 16 年 6 月 18 日	斑鳩町
	9	服部川西公園	小吉田 2 丁目	1019	426.00	平成 16 年 6 月 18 日	斑鳩町
	10	南服部第一公園	服部 2 丁目	67-45 外 1 筆	293.38	昭和 51 年 12 月 1 日	斑鳩町
	11	南服部第二公園	服部 2 丁目	101-7 外 1 筆	211.67	昭和 51 年 12 月 1 日	斑鳩町
	12	南服部第三公園	服部 2 丁目	72-21 外 1 筆	744.58	昭和 51 年 12 月 1 日	斑鳩町
	13	東服部公園	服部 1 丁目	366-13 外 1 筆	174.81	昭和 55 年 2 月 18 日	斑鳩町
	14	法隆寺門前広場	法隆寺 1 丁目	1184-2 外 17 筆	3,929.00	平成 17 年 9 月 22 日	法隆寺
	15	高安西団地公園	高安西 1 丁目	657-33 外 1 筆	150.23	昭和 51 年 12 月 1 日	斑鳩町
	16	法隆寺第三団地 1 号公園	目安北 1 丁目	427-7	259.12	昭和 51 年 12 月 1 日	斑鳩町
	17	法隆寺第三団地 2 号公園	目安北 1 丁目	63-6	565.18	昭和 51 年 12 月 1 日	斑鳩町
	18	法隆寺第三公園	目安北 2 丁目	370-7	131.00	平成 25 年 4 月 1 日	斑鳩町
	19	駅前斑鳩荘園公園	阿波 3 丁目	41-2 外 1 筆	378.00	昭和 51 年 12 月 1 日	斑鳩町
	20	三代川公園	興留 8 丁目	358-13	115.68	昭和 51 年 12 月 1 日	斑鳩町
	21	新楓町公園	龍田西 8 丁目	407-49 外 1 筆	349.18	昭和 51 年 12 月 1 日	斑鳩町
	22	紅葉ヶ丘公園	神南 4 丁目	426-68 外 4 筆	457.85	昭和 51 年 12 月 1 日	斑鳩町
	23	小吉田住宅公園	小吉田 2 丁目	132-10	233.00	昭和 51 年 12 月 1 日	斑鳩町
	24	追手西公園	龍田南 5 丁目	286-26	81.00	昭和 51 年 12 月 1 日	斑鳩町
	25	緑ヶ丘北公園	龍田北 2 丁目	2472-91	398.00	平成 1 年 12 月 21 日	斑鳩町
	26	緑ヶ丘南公園	龍田北 2 丁目	2472-92	1,033.00	平成 1 年 12 月 21 日	斑鳩町
	27	東福寺公園	法隆寺南 2 丁目	243-10 外 1 筆	82.84	平成 25 年 4 月 1 日	斑鳩町
	28	東福寺公園(2)	東福寺 1 丁目	22-3 外 1 筆	288.02	平成 25 年 4 月 1 日	斑鳩町
	29	西の山公園	龍田西 3 丁目	1309-70	875.64	平成 25 年 4 月 1 日	斑鳩町
	30	西の山住宅公園	龍田西 3 丁目	1303-92	1,794.60	平成 25 年 4 月 1 日	斑鳩町
	31	旭ヶ丘公園	龍田西 6 丁目	1297-34	438.67	平成 25 年 4 月 1 日	斑鳩町
	32	興留東公園	興留東 1 丁目	642-15 外 1 筆	62.00	平成 25 年 4 月 1 日	斑鳩町
	33	大永ハウス公園	東福寺 1 丁目	38-17	87.00	平成 25 年 4 月 1 日	斑鳩町
	34	小林ハイツ公園	龍田西 6 丁目	1290-52 外 1 筆	1,205.73	平成 25 年 4 月 1 日	斑鳩町
	35	万葉台公園	龍田南 2 丁目	212-6	272.00	平成 25 年 4 月 1 日	斑鳩町
	36	峨瀬地産マンション 1 号館公園	龍田西 2 丁目	1449-5	162.00	平成 25 年 4 月 1 日	斑鳩町
	37	峨瀬地産マンション 2 号館公園	龍田西 2 丁目	1477-5	233.00	平成 25 年 4 月 1 日	斑鳩町
	38	峨瀬地産マンション 3 号館公園	龍田西 3 丁目	1458-5	214.00	平成 25 年 4 月 1 日	斑鳩町
	39	峨瀬万葉台公園	龍田西 3 丁目	1303-112	363.13	平成 25 年 4 月 1 日	斑鳩町
	40	いかるが 5 番館公園	龍田西 2 丁目	1492-9 外 1 筆	190.88	平成 25 年 4 月 1 日	斑鳩町

公園区分	区分総数	名称	所在	地番	面積 m <sup>2</sup>	供用開始年月	敷地所有者
都市公園	41	目安4丁目公園	目安4丁目	122-14	240.93	平成 25年 4月1日	斑鳩町
	42	法隆寺西3丁目公園	法隆寺西3丁目	1600-9	224.13	平成 25年 4月1日	斑鳩町
	43	龍田北1丁目公園	龍田北1丁目	1641-4	258.27	平成 25年 4月1日	斑鳩町
	44	和区公園	目安4丁目	852-117	233.00	平成 25年 4月1日	斑鳩町
	45	東里地区集会所公園	法隆寺北2丁目	485-1	442.50	平成 25年 4月1日	斑鳩町
	46	白石畑公園	大字法隆寺	4673-1	237.64	平成 25年 4月1日	辻本英一
	47	神南さくら公園	神南4丁目	359-31	384.24	平成 26年 4月1日	斑鳩町
町有地公園	1	稲葉西一丁目公園	稲葉西1丁目	1070-7	272.00	令和 3年 4月7日	斑鳩町
子どもの広場	1	幸前子供の広場	法隆寺東2丁目	401-5	409.93	昭和 47年 (場所の変更後の供用開始年月は不明)	斑鳩町
	2	高安子供の広場	高安1丁目	830	594	昭和 47年 . -	天満神社
	3	服部子供の広場	服部1丁目	269	304	昭和 47年 . -	素盞鳴神社
	4	目安子供の広場	目安2丁目	119-1	103	昭和 47年 . -	春日社
	5	北五子供の広場	龍田3丁目	2569	168.80	昭和 47年 . -	春日神社
	6	稲葉車瀬(1)子供の広場	稲葉車瀬1丁目	314	118.80	昭和 47年 . -	白山神社
	7	稲葉車瀬(2)子供の広場	稲葉車瀬1丁目	142-2	138.90	昭和 52年 7月	安井朋代
条例設置公園	1	高安ふれあい交流広場	高安1丁目	185-1 他	1,235.59	平成 8年 7月1日	斑鳩町
町営住宅内公園	1	長田団地	龍田2丁目	2600 他	不明	平成 6年 12月	斑鳩町
	2	目安北団地	目安北3丁目	1425-1	不明	平成 15年 9月	斑鳩町



## 資料 2-2-8 学校グラウンド

令和4年4月1日現在

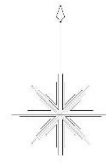
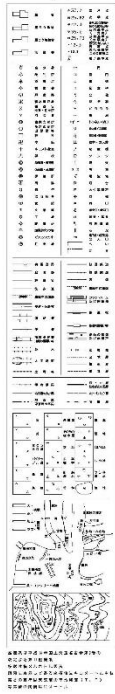
名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
斑鳩西小学校グラウンド	神南2丁目	8,732
斑鳩小学校グラウンド	法隆寺南1丁目	8,294
斑鳩東小学校グラウンド	法隆寺南2丁目	9,015
斑鳩中学校グラウンド	龍田北1丁目	12,074
斑鳩南中学校グラウンド	目安北3丁目	19,855
法隆寺国際高校グラウンド	高安2丁目	22,897

資料 2-2-9 指定避難所一覧及び位置図

番号	避難所名称	所在地	収容 可能人員(人)	面積 (㎡)	管 理 責任者
①	斑鳩小学校	法隆寺南1丁目	2,389	3,942	学校長
②	斑鳩西小学校	神南2丁目	1,940	3,201	学校長
③	斑鳩東小学校	法隆寺南2丁目	2,404	3,966	学校長
④	斑鳩中学校	龍田北1丁目	2,475	4,084	学校長
⑤	斑鳩南中学校	目安北3丁目	2,304	3,801	学校長
⑥	斑鳩幼稚園	法隆寺南1丁目	316	522	園 長
⑦	斑鳩西幼稚園	神南2丁目	252	415	園 長
⑧	斑鳩東幼稚園	興留東1丁目	202	334	園 長
⑨	たつた保育園	龍田1丁目	322	531	所 長
⑩	あわ保育園	阿波3丁目	449	740	所 長
⑪	斑鳩中央体育館	龍田南1丁目	1,390	2,292	生涯学習課長
⑫	斑鳩中央公民館	龍田南2丁目	561	925	館 長
⑬	斑鳩西公民館	龍田西4丁目	89	147	館 長
⑭	斑鳩東公民館	興留5丁目	90	149	館 長
⑮	法隆寺国際高校	高安2丁目	3,309	5,460	学校長
⑯	消防コミュニティセンター	龍田南5丁目	57	94	安全安心課長
⑰	いかるがホール	興留10丁目	1,684	2,778	斑鳩町文化振興財団 事務局長
⑱	ふれあい交流センターいきいきの里	法隆寺北1丁目	73	121	福祉課長
⑲	斑鳩町総合福祉会館（生き生きプラザ斑鳩）	小吉田1丁目	240	397	健康対策課長
⑳	法隆寺五丁地区地域交流館	法隆寺東1丁目	88	146	総務課長

※ 収容可能人数（1人あたり1.65㎡で算出） 合計20,634人

生駒市



平群町

大和郡山市

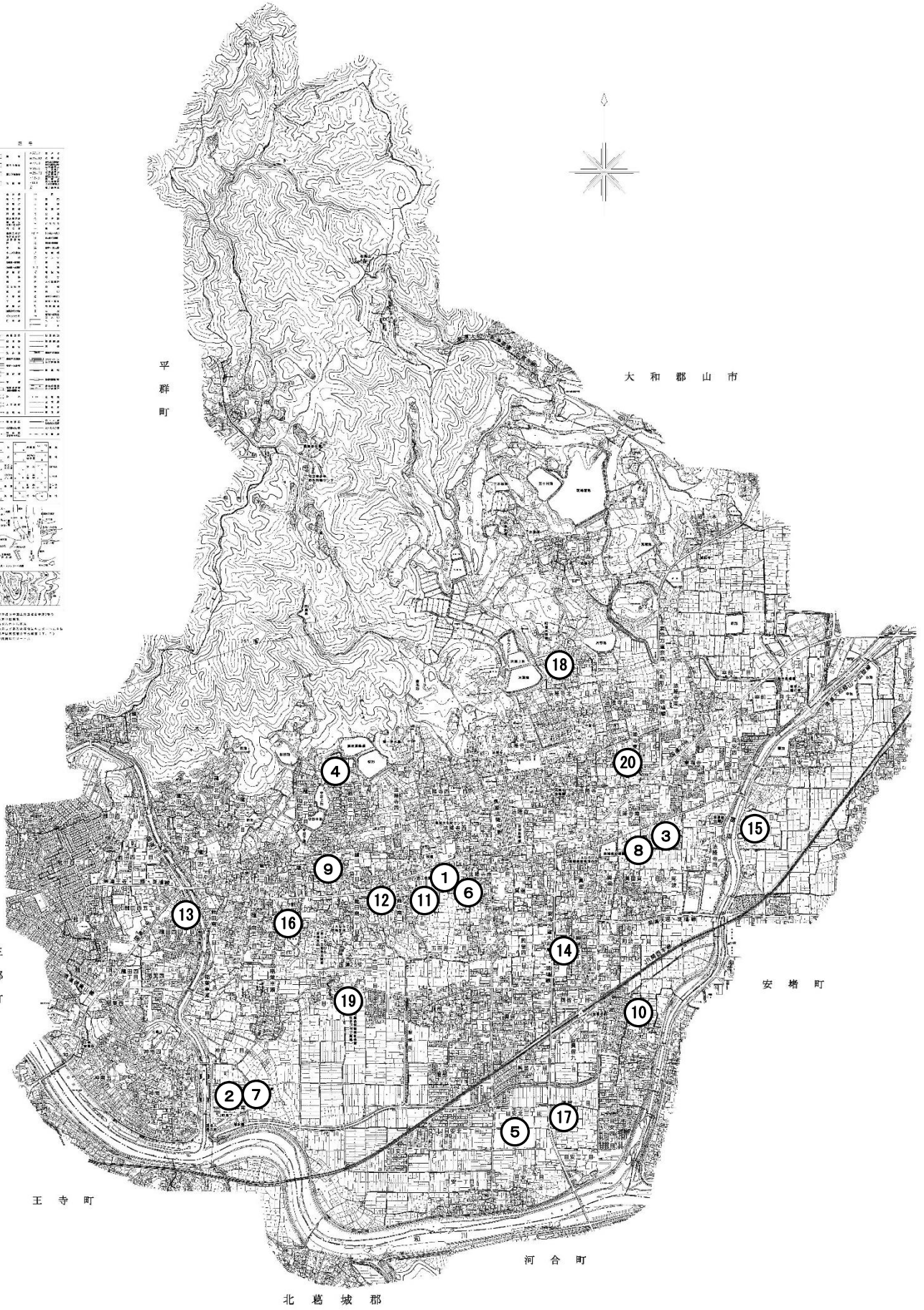
三郷町

安堵町

王寺町

河合町

北葛城郡



資料 2-2-10 指定緊急避難場所一覧

◆指定緊急避難場所及び指定避難所

番号	名称	住所	連絡先	対象とする異常な現象の種類					指定避難所
				洪水	崖崩れ、土石流及び地すべり	地震	大規模な火事	内水氾濫	
1	斑鳩町立斑鳩小学校	法隆寺南1丁目13番46号	0745741201	○	○	○	○	○	○
2	斑鳩町立斑鳩西小学校	神南2丁目4番25号	0745743051		○	○	○		○
3	斑鳩町立斑鳩東小学校	法隆寺南2丁目11番5号	0745741501	○	○	○	○	○	○
4	斑鳩町立斑鳩中学校	龍田北1丁目20番1号	0745741301	○		○	○	○	○
5	斑鳩町立斑鳩南中学校	目安北3丁目1番77号	0745745800		○	○	○		○
6	斑鳩町立斑鳩幼稚園	法隆寺南1丁目13番15号	0745742353	○	○	○	○	○	○
7	斑鳩町立斑鳩西幼稚園	神南2丁目4番31号	0745743981		○	○	○		○
8	斑鳩町立斑鳩東幼稚園	興留東1丁目1番16号	0745745500	○	○	○	○	○	○
9	斑鳩町立たつた保育園	龍田1丁目5番1号	0745742203	○	○	○	○	○	○
10	斑鳩町立あわ保育園	阿波3丁目5番33号	0745741654		○	○	○		○
11	斑鳩町斑鳩中央体育館	龍田南1丁目1番61号	0745753100	○	○	○	○	○	○
12	斑鳩町斑鳩中央公民館	龍田南2丁目2番43号	0745741511	○	○	○	○	○	○
13	斑鳩町斑鳩西公民館	龍田西4丁目2番25号	0745753911		○	○	○		○
14	斑鳩町斑鳩東公民館	興留5丁目5番28号	0745744122		○	○	○		○
15	奈良県立法隆寺国際高等学校	高安2丁目1番1号	0745743630	○	○	○	○	○	○
16	斑鳩町消防コミュニティセンター	龍田南5丁目7番47号	0745756341	○	○	○	○	○	○
17	斑鳩町文化振興センター(いかるがホール)	興留10丁目6番43号	0745757743		○	○	○		○
18	斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里	法隆寺北1丁目13番15号	0745740990	○	○	○	○	○	○
19	斑鳩町総合保健福祉会館(生き生きプラザ斑鳩)	小吉田1丁目12番35号	0745700001		○	○	○		○
20	法隆寺五丁地区地域交流館	法隆寺東1丁目4番6号	-	○	○	○	○	○	○

◆福祉避難所

名称	住所	連絡先
斑鳩町総合保健福祉会館(生き生きプラザ斑鳩)	小吉田1丁目12番35号	0745700001
生活介護事業所あゆみの家	龍田2丁目1番34号	0745752707
特別養護老人ホーム・ケアハウス 第二慈母園	大字法隆寺2091丁目1番	0745758888

◆緊急時避難協力施設

名称	住所	連絡先
イオンいかるが店 屋外駐車場	龍田西8丁目1番15号	0745701100
ジョーシン斑鳩店 屋外駐車場	龍田西5丁目4番14号	0745758111

資料 2-2-11 要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域内）

No.	種別	種別毎の類型	施設名称	所在地
1	高齢	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型グループホームカ ノンの扉	奈良県生駒郡斑鳩町阿波 3-11-6
2	高齢	認知症対応型共同生活介護	グループホームメイプル・メイ プル	奈良県生駒郡斑鳩町興留 3-2-6
3	高齢	通所介護	デイサービスセンターわかくさ 斑鳩館	奈良県生駒郡斑鳩町興留 4-1-35
4	高齢	認知症対応型共同生活介護	グループホームわかくさ斑鳩館	奈良県生駒郡斑鳩町興留 4-1-35
5	高齢	通所リハビリテーション	石崎整形外科・内科	奈良県生駒郡斑鳩町興留 5-10-28
6	高齢	通所介護	デイサービス ロハスの森	奈良県生駒郡斑鳩町興留 7-6-19-105
7	高齢	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム一樹	奈良県生駒郡斑鳩町目安 3-4-36
8	高齢	短期入所生活介護	ショートステイ一樹	奈良県生駒郡斑鳩町目安 3-4-36
9	高齢	通所介護	デイサービスセンター一樹	奈良県生駒郡斑鳩町目安 3-4-36
10	高齢	通所リハビリテーション	西和往診クリニック	奈良県生駒郡斑鳩町小吉田 2-7-15
11	高齢	通所介護	デイサービスセンターほっとプ ラザ	奈良県生駒郡斑鳩町小吉田 2-7-15
12	障害	就労継続支援（B型）	らそら	奈良県生駒郡斑鳩町神南 5-14-14
13	障害	生活介護	斑鳩町障害者支援センター 虹の家	奈良県生駒郡斑鳩町神南 2-5-8
14	障害	短期入所	ショートステイ 虹の家	奈良県生駒郡斑鳩町神南 2-5-7
15	障害	共同生活援助	ケアホーム虹の家	奈良県生駒郡斑鳩町神南 2-5-7
16	障害	児童発達支援	子ども発達サポートセンター はるる	奈良県生駒郡斑鳩町神南 5-14-13
17	障害	放課後等デイサービス	子ども発達サポートセンター はるる	奈良県生駒郡斑鳩町神南 5-14-13
18	障害	児童発達支援	ぽぷりぽっけ	奈良県生駒郡斑鳩町興留 7-1-28 さくらマンション1階
19	障害	放課後等デイサービス	ぽぷりぽっけ	奈良県生駒郡斑鳩町興留 7-1-28 さくらマンション1階
20	障害	放課後等デイサービス	ぱれっと	奈良県生駒郡斑鳩町興留 5-15-25 西川ビル2階
21	障害	地域活動支援センター	まーぶる	奈良県生駒郡斑鳩町神南 5-14-14
22	児童	放課後児童健全育成事業実 施施設	斑鳩西学童（北）保育室	奈良県生駒郡斑鳩町神南 2-4- 25
23	児童	放課後児童健全育成事業実 施施設	斑鳩西学童（南）保育室	奈良県生駒郡斑鳩町神南 2-4- 25

No.	種別	種別毎の類型	施設名称	所在地
24	児童	放課後児童健全育成事業実施施設	斑鳩東学童（北）保育室	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南 2-11-5
25	児童	放課後児童健全育成事業実施施設	斑鳩東学童（南）保育室	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南 2-11-5
26	児童	保育所	あわ保育園	奈良県生駒郡斑鳩町阿波 3-5-33
27	児童	幼稚園	斑鳩西幼稚園	奈良県生駒郡斑鳩町神南 2-4-31
28	児童	幼稚園	斑鳩東幼稚園	奈良県生駒郡斑鳩町興留東 1-1-16
29	児童	小学校	鳩西小学校	奈良県生駒郡斑鳩町神南 2-4-25
30	児童	小学校	斑鳩東小学校	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南 2-11-5
31	児童	中学校	斑鳩南中学校	奈良県生駒郡斑鳩町目安北 3-1-77
32	児童	高等学校	法隆寺国際高等学校	奈良県生駒郡斑鳩町高安 2-1-1
33	医療施設	診療所	斑鳩の里内科醫院	奈良県生駒郡斑鳩町興留 6-2-8
34	医療施設	診療所	石崎整形外科・内科	奈良県生駒郡斑鳩町興留 5-10-28
35	医療施設	診療所	川本医院	奈良県生駒郡斑鳩町阿波 2-5-1
36	医療施設	診療所	KEN レディースクリニック	奈良県生駒郡斑鳩町興留 4-10-14 野口ビル 1F
37	医療施設	診療所	西和往診クリニック	奈良県生駒郡斑鳩町小吉田 2-7-15
38	医療施設	診療所	なんのレディースクリニック	奈良県生駒郡斑鳩町興留 5-14-8
39	医療施設	診療所	藤岡内科医院	奈良県生駒郡斑鳩町幸前 2-2-12
40	医療施設	診療所	ますなが皮フ科形成外科	奈良県生駒郡斑鳩町興留 4-10-15 野口ビル 1F
41	医療施設	診療所	みなづき診療所	奈良県生駒郡斑鳩町阿波 3-11-36
42	医療施設	診療所	三室休日応急診療所	奈良県生駒郡斑鳩町稲葉車瀬 2-5-18

## 資料 3-1-1 斑鳩町防災会議条例

### ○斑鳩町防災会議条例

昭和 37 年 9 月 27 日

条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、斑鳩町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 斑鳩町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条に基づき、斑鳩町水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (3) 町長の諮問に応じて斑鳩町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 奈良県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
- (2) 奈良県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
- (3) 町長が職員のうちから任命する者
- (4) 教育長
- (5) 消防署長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、2 人、5 人以内、3 人及び 3 人とする。

7 第 5 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、町の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年条例第11号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(斑鳩町水防協議会条例の廃止)

2 斑鳩町水防協議会条例(昭和55年10月斑鳩町条例第27号)は、廃止する。

付 則(平成13年条例第3号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成18年条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に在職する審議会等附属機関等の委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

付 則(平成24年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。



## 資料 3-1-2 斑鳩町防災会議委員

(敬称略)

斑鳩町防災会議 条例第3条		氏 名	職 名
	会 長	中 西 和 夫	斑鳩町長
第 5 項	1 号	石 田 昌 達	郡山土木事務所長
		水 野 文 子	郡山保健所長
	2 号	山 田 正 人	西和警察署長
		植 村 久 哉	西和警察署警備課長
	3 号	加 藤 惠 三	斑鳩町副町長
		栗 本 公 生	斑鳩町住民生活部長
		上 田 俊 雄	斑鳩町都市建設部長
		北 典 子	斑鳩町住民生活部次長兼健康対策課長
	4 号	山 本 雅 章	斑鳩町教育委員会教育長
	5 号	村 中 健 司	奈良県広域消防組合西和消防署長
	6 号	卯 川 喜 代 司	斑鳩町消防団長
	7 号	今 森 幹 雄	西日本電信電話（株）奈良支店 設備部長
		川 崎 雅 弘	関西電力送配電（株）奈良支社総務部 奈良地域統括部長
		北 廣 崇	日本郵便（株）王寺郵便局長
	8 号	田 中 和 則	十楽自治会自主防災組織会長
堀 進		小林ハイツ自主防災防犯会会長（防災士）	
白 石 裕 子		日赤奉仕団生駒郡地区奉仕団委員長	

## 資料 3-1-3 斑鳩町災害対策本部条例

### ○斑鳩町災害対策本部条例

昭和 37 年 9 月 27 日

条例第 12 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、斑鳩町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

#### (部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

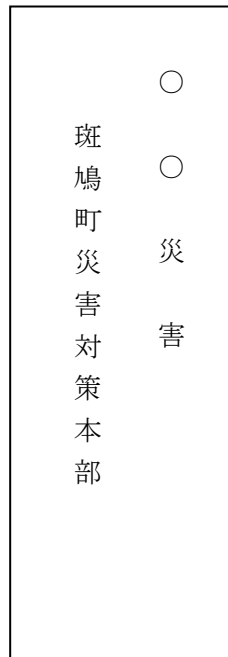
#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 付 則(平成 24 年条例第 22 号)

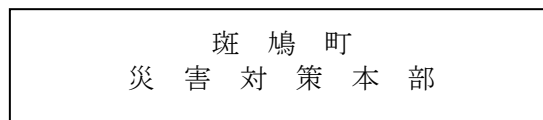
この条例は、公布の日から施行する。

資料 3-1-4 標識等

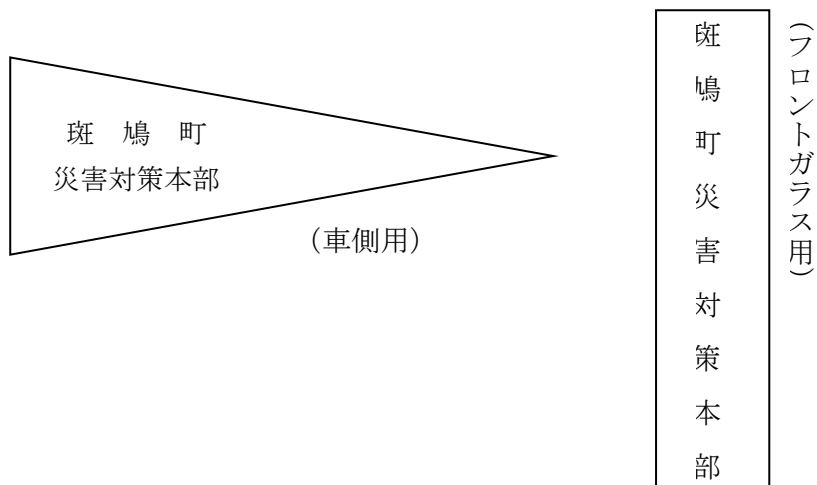


別図

1. 腕章



2. 標識



資料 3-1-5 参集途上における被害状況報告書

参集途上における被害状況報告書

報告日時	年 月 日 時 分
報告者名	部 課 氏名
参集方法	

参集施設名		参集日時	年 月 日 時より 時まで
参集ルート	自宅等（所在地： ） →		
	→参集場所		
各施設の災害状況等		必要な対策（物資・資材含）等	
住民に対する救出・応急救護の状況			
死傷者の状況			
建物・施設等の崩壊・損傷状況			
火災発生、延焼、消防活動の状況			
道路・鉄道等交通施設の状況			
ライフラインの状況			
避難場所等の状況			
その他			



資料 3-1-7 被害状況等報告様式（県地域防分）

被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）

市町村名 <small>(消防(局)本部名)</small>		被害情報 の有無 (いずれかに○を)	有 り ・ 無 し
課(室)名			
報告者名			
災害名 報告番号	災害名		
	第 報 ( 月 日 時 分現在)		

◎被害情報がない場合も必ず報告してください。

◎第1報は県からの依頼後速やかに、第2報以降は県から求める時刻までに必ず報告願います。

1 被害の状況（被害が発生した場合は、必ず被害状況詳細報告(別紙1)を添付してください）

区 分	件 数	摘 要		
人的被害	死 者	人		
	行方不明者	人	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者について記入	
	負傷者	重 傷	人	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者について記入
		軽 傷	人	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者について記入
住家被害	全 壊	棟	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの	
	半 壊	棟	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの	
	一 部 破 損	棟	全壊及び半壊にはいたらない住家の破損で、補修を要するものについて記入 (ガラス数枚程度の被害を除く)	
	床 上 浸 水	棟	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂等のたい積により一時的に居住できないものについて記入	
	床 下 浸 水	棟	床上浸水にいたらない程度に浸水したものについて記入	
非住家被害	公共の建物	棟	公用又は公共の用に供する建物が、全壊又は半壊したものについて記入 (例)役場庁舎、公民館、公立保育園	
	そ の 他	棟	公共用以外の建物が全壊又は半壊したものについて記入 (例)倉庫、車庫、工場、事務所	
その他被害	文 教 施 設	棟	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	病 院	棟	病院(診療所を除く)が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	道 路	箇所	市町村道(橋りょうを除く)が、土石崩落、路面陥没、路肩崩壊等により通行規制を行ったものについて記入	
	橋 り よ う	箇所	市町村道の橋りょう(橋長2m以上)が損壊し、通行規制を行ったものについて記入	
	崖 ぐ ず れ	箇所	崖ぐずれ、地すべり、土石流により人的被害、建物被害、又は市町村道に道路被害が発生したものについて記入	
	水 道	戸	上水道又は簡易水道の報告時点における断水戸数を記入	
火災被害 <small>(地震の被害のみ)</small>	建 物	件		
	危 険 物	件	高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故	
	そ の 他	件		
119番通報件数	件	震度6弱以上の地震の場合に記入		
上 記 以 外 ※				

※田畑の冠水面積等、上記以外で奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)に掲げる項目の被害状況が判明している場合は記入してください。

2 避難の状況（該当がある場合は、必ず避難状況詳細報告(別紙2)を添付してください）

該当の有無 (いずれかに○を)	有 り ・ 無 し
-----------------	-----------

3 市町村災害対策本部の設置状況（災害対策基本法に基づく、市町村長を長とした災害対策本部を設置した場合のみ記入してください）

名 称	設 置	月	日	時	分
	廃 止	月	日	時	分

(注) 災害確定報告については、奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)によりご報告願います。

別紙1 被害状況詳細報告

市町村名(消防(局)本部名):

月 日 時 分現在

1 人的被害の状況

被害区分	発生日時	発生場所(地区名)	年齢	性別	被災状況
重傷	9日 8:30	〇〇市△△町	34	男	住家を補修中に2階から落下し、右大腿骨骨折

(記入例)

※被害区分には「死亡」、「行方不明」、「重傷」、「軽傷」の別を記入  
 ※死亡の場合は、被災状況欄に死亡日時を記入

2 建物被害の状況 ※地図を添付してください

建物区分	被害区分	発生日時	所在地(地区名)	施設名又は用途	原因、及び被害の状況
住家	一部破損	9日 8:30	〇〇市△△町	住家	台風の風で、屋根の一部がめくれあがった

(記入例)

※建物区分には「住家」、「公共建物」、「文教施設」、「病院」、「その他」の別を記入  
 ※被害区分には「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上」、「床下」の別を記入

3 道路・橋りょう被害の状況 ※地図を添付してください

発生場所(地区名)	発生日時	路線名	被害区分	通行規制の規模(延長)	現在の状況(通行規制、復旧状況)
〇〇町〇丁目	9日 8:30	市道〇〇線	土石崩落	1.5km	9日9:00より通行規制→現在復旧中

(記入例)

※被害区分には「土石崩落」、「路面陥没」、「路肩崩壊」、「落橋」等を記入

4 崖くずれ等土砂災害の状況 ※地図を添付してください

発生場所(地区名)	発生日時	規模(幅×高さ)	崖くずれ等に伴う人的、建物又は道路被害の状況
	日 :		

市町村名: \_\_\_\_\_

月 日 時 分現在

1 避難世帯数・避難者数

避難世帯数	避難者数

2 避難所の開設状況(各避難所の状況)

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘要
〇〇小学校	15	55	(記入例)
か所	0	0	

3 避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令状況

種類	対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
避難勧告	〇〇町〇丁目	20	75	7日23:00	(記入例)
計		0	0		

4 自主避難の状況(3以外の地区での避難状況)

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘要
〇〇小学校	15	55	(記入例)
か所	0	0	



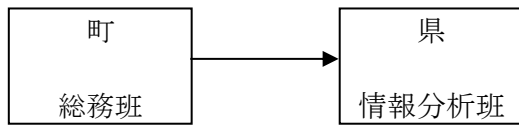
浸水被害箇所位置図 【記入例】

- 住宅地図または1/25,000程度までの縮尺図面に、浸水箇所、浸水内容（床上、床下等）、浸水戸数を記入

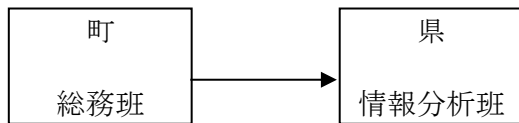


### 資料 3-1-8 被害状況等の報告系統

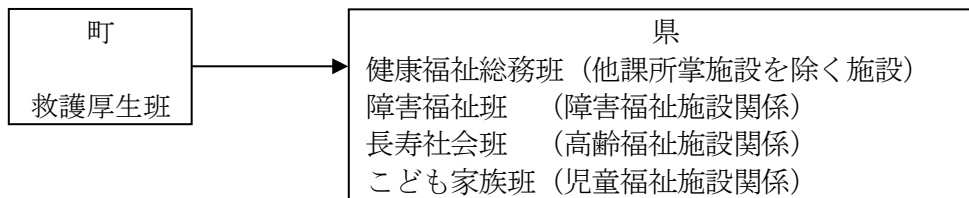
① 人、住家の被害状況報告



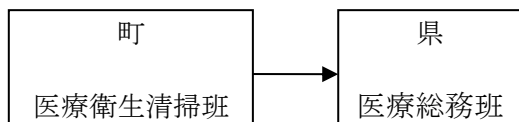
② 避難に関する状況



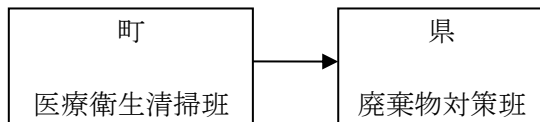
③ 福祉関係施設の被害状況報告



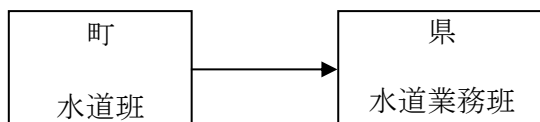
④ 医療、環境衛生施設



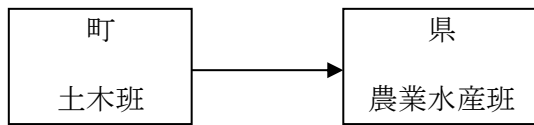
⑤ 廃棄物処理施設被害状況報告



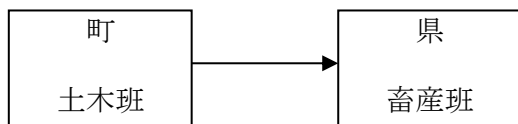
⑥ 水道施設被害状況報告



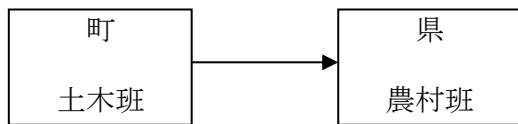
⑦ 農業生産用施設関係被害状況報告



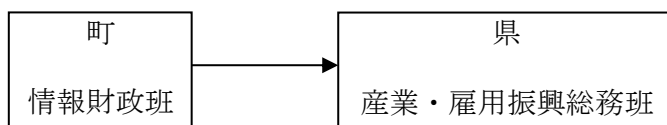
⑧ 畜産施設被害状況報告



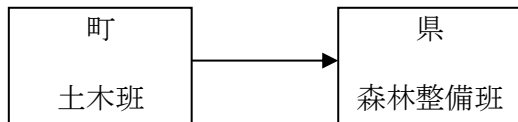
⑨ 農地・農業用施設被害



⑩ 商工関係被害状況報告



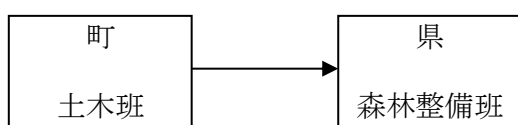
⑪ 林地被害状況報告



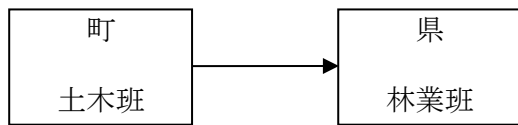
⑫ 造林地、苗畑等被害状況報告



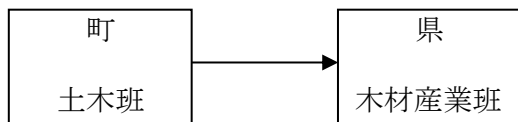
⑬ 林道被害状況報告



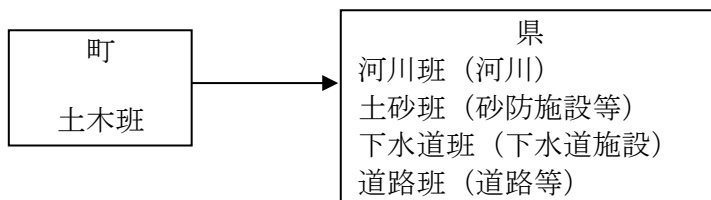
⑭ 作業道被害状況報告



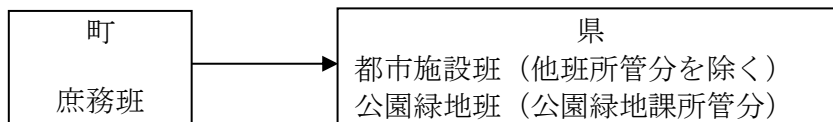
⑮ 林産物、林産施設被害状況報告



⑯ 公共土木施設被害状況報告



⑰ 都市施設被害状況報告

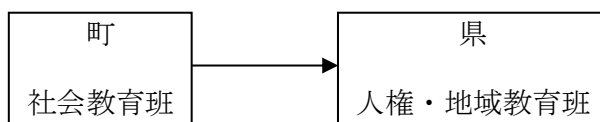


⑱ 文教関係施設被害状況報告

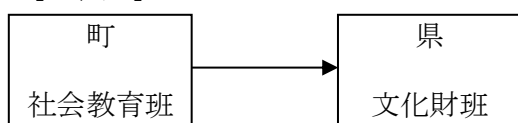
【教育施設 (町立学校等)】



【社会教育施設】



【文化財】



資料 3-1-9 被災世帯の認定基準

種 別	内 容
住 家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場、便所等が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とする。
世 帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。 また、マンションのように1棟の建物内でそれぞれ世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを1世帯とする。
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は、遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
負 傷 者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷者」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのものをいう。
住家全壊 (全 焼) (流 出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損失が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満に達した程度のものとする。
住家半壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損失が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分を住家とする。
床上浸水	上記の全半壊、全半焼、流失に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態になったものをいう。
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもをいう。
一部損壊	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもをいう。
※滅失世帯算定基準	全壊、全焼、流失した世帯1世帯あたり …… 1世帯 半壊、半焼した世帯1世帯あたり …… 1/2世帯 床上浸水した世帯1世帯あたり …… 1/3世帯

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料 3-1-10 公用令書

様式第 1 号の 1

保管	第	号
----	---	---

公 用 令 書

住所  
(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第 9 条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

年 月 日

奈良県知事

記

物資の種類	数量	所在の場所	期間

----- 切 取 線 -----

受 領 書

保管	第	号
----	---	---

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

様式第1号の2

収用	第	号
----	---	---

公 用 令 書

住所  
(所在地)  
氏名  
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資を収用する。

年 月 日

奈良県知事

記

物資の種類	数量	所在の場所	引渡時期

----- 切 取 線 -----

受 領 書

収用	第	号
----	---	---

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所  
(所在地)  
氏名 印  
(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

様式第1号の3

管理	第	号
----	---	---

公 用 令 書

住所  
(所在地)  
氏名  
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の施設を管理する。

年 月 日

奈良県知事

記

施設の名称	種類	所在の場所	管理の範囲	期間

----- 切 取 線 -----

受 領 書

管理	第	号
----	---	---

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所  
(所在地)  
氏名 印  
(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿



様式第1号の4

使用	土地、家屋、物資	第	号
----	----------	---	---

公 用 令 書

住所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の土地、家屋、物資を使用する。

年 月 日

奈良県知事

記

区分	種類	数量	所在の場所	範囲	期間	引渡時期
土地						
家屋						
物資						

..... 切 取 線 .....

受 領 書

保管	第	号
----	---	---

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

奈良県知事 殿

様式第2号

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号、年月日	第 号 年 月 日

公 用 変 更 令 書

住所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づく

公用令書を、下記のとおり変更したので、

同法施行規則第1条第4項の規定により、これを交付する。

年 月 日

奈良県知事

印

記

物資の種類	数量	所在の場所	期間

(収用、管理、使用の場合は、それぞれの公用令書の記に記載の欄を設けること。)

切 取 線

受 領 書

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号、年月日	第 号 年 月 日

1 公用変更令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

様式第3号

公用取消令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号、年月日	第 号 年 月 日

公 用 取 消 令 書

住所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づく

を必要としなくなったので、同法施行規

則第1条第5項の規定により、これを交付する。

年 月 日

奈良県知事

----- 切 取 線 -----

受 領 書

公用取消令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号、年月日	第 号 年 月 日

1 公用取消令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

資料 3-1-11 自衛隊災害派遣等様式

自衛隊派遣依頼書

第 号  
年 月 日

奈良県知事 ○ ○ ○ ○ 様

斑鳩町長 ○ ○ ○ ○

自衛隊災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第 68 条の 2 により災害派遣を依頼します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を依頼する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

## 資料 3-1-12 町有車両一覧表

令和5年3月1日現在

所属部署	車両番号	車種	
総務課	奈良500に3053	トヨタ	カローラ
総務課	奈良300み2102	トヨタ	エスティマ
総務課	奈良300も1488	トヨタ	エスティマ
安全安心課	奈良800さ4396	ニッサン	エクストレイル
安全安心課	奈良500ふ3378	トヨタ	カローラフィールダー
安全安心課	奈良800す5695	トヨタ	ダイナ
安全安心課	奈良800す6708	いすゞ	エルフ
安全安心課	奈良800す5278	トヨタ	ダイナ
安全安心課	奈良830さ4036	日野	デュトロ
安全安心課	奈良800さ5831	三菱ふそう	キャンター
安全安心課	奈良800す6329	ニッサン	アトラス
政策財政課	奈良480う9676	ダイハツ	ハイゼット
税務課	奈良480え6517	スズキ	エブリイ
税務課	奈良580さ891	ダイハツ	エッセ
福祉課	奈良500ふ6005	トヨタ	カローラフィールダー
福祉課	奈良800さ2625	ニッサン	パネット
福祉課	奈良580む5638	ダイハツ	ミライース
福祉課	奈良580む5639	ダイハツ	ミライース
福祉課	奈良880あ808	ダイハツ	ハイゼット
福祉課	奈良480さ4791	ダイハツ	ハイゼット
子育て支援課	奈良480そ3689	スズキ	エブリイ
健康対策課	奈良580ね9702	ダイハツ	ミライース
健康対策課	奈良580て6265	ダイハツ	ミラ
健康対策課	奈良480う9677	ダイハツ	ハイゼット
国保医療課	奈良480く1447	スズキ	エブリイ
環境対策課	奈良400す4353	マツダ	ボンゴトラック
環境対策課	奈良480う35	スズキ	エブリイ
環境対策課	奈良480き9780	スズキ	キャリイトラック
環境対策課	奈良480き9781	スズキ	キャリイトラック
衛生処理場	奈良45せ7759	三菱ふそう	キャンター
衛生処理場	奈良800す3402	いすゞ	エルフ
衛生処理場	奈良40る2792	スバル	サンバートラック
衛生処理場	奈良11そ4903	マツダ	タイタンダンプ

所属部署	車両番号	車種	
衛生処理場	奈良800す3955	いすゞ	エルフ
衛生処理場	奈良400す1904	マツダ	タイタンダンプ
衛生処理場	奈良800す2529	いすゞ	エルフ
衛生処理場	奈良400た8137	いすゞ	エルフ
衛生処理場	奈良480け9608	ダイハツ	ハイゼット
衛生処理場	奈良800す1651	いすゞ	エルフ
衛生処理場	奈良800す1652	いすゞ	エルフ
衛生処理場	奈良800さ6974	マツダ	タイタン
衛生処理場	奈良100す9609	いすゞ	エルフ
衛生処理場	奈良11そ9591	三菱ふそう	キャンター
建設農林課	奈良400た3118	ニッサン	バネットトラック
建設農林課	奈良400た3119	ニッサン	バネット
建設農林課	奈良480す7070	ダイハツ	ハイゼットトラック
建設農林課	奈良501す1476	トヨタ	カローラフィールダー
建設農林課	奈良480か4060	スズキ	エブリィ
都市創生課	奈良400た3120	ニッサン	AD
教委・総務課	奈良580て8205	ダイハツ	タント
教委・総務課	奈良501ち908	ニッサン	ウイングロード
教委・生涯学習課	奈良480き9029	ダイハツ	ハイゼット
教委・生涯学習課	奈良400せ1591	トヨタ	プロボックスバン
教委・生涯学習課	奈良501ち5921	ニッサン	セレナ
教委・生涯学習課	奈良480か3986	スバル	サンバーバン
上下水道課	奈良500た654	トヨタ	カローラ
上下水道課	奈良480く4861	ダイハツ	ハイゼット
上下水道課	奈良500み306	トヨタ	カローラフィールダー
上下水道課	奈良480い4293	ダイハツ	ハイゼット
上下水道課	奈良480さ31	スズキ	キャリイトラック
上下水道課	奈良400た8787	トヨタ	ダイナ
上下水道課	奈良400ち6318	マツダ	ボンゴトラック
上下水道課	奈良480け9630	ダイハツ	ハイゼット
上下水道課	奈良480す6412	ダイハツ	ハイゼット

資料 3-1-13 緊急通行車両確認申請書

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		緊急通行車両等確認申請書		年 月 日
奈良県公安委員会 殿		申請者住所 (電話) 氏名		(印)
番号標に表示 されている番号				
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名）				
使用者	住所	電話 (       )       -		
	氏名			
出 発 地				
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。				

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 別記様式第 1 (第 2 関係)

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書  年 月 日 奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 (印)		災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する。  年 月 日 奈良県公安委員会 (印)
番号標に表示 されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所 ( ) 局 番	
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は正副 2 部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部(交通規制課)に提出することができます。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

備考 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。



資料 3-1-15 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事	印
		公安委員会	印
番号欄に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考：用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

資料 3-1-16 緊急通行車両標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 3-1-17 避難者カード

避難者名簿（カード）
------------

世帯の代表者氏名(避難所)	
自宅の住所	
避難日時	月 日 午前・午後 時 分頃

避難者氏名	年齢	性別	けが・病気の状況		備考※
			有無	詳細	
代表		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他
2		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他
3		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他
4		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他
5		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他
6		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他
7		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他
8		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他

(※) 乳：ミルクを必要とする乳児、幼：小学校入学未満の幼児、児：小学生、高：65歳以上の要援護高齢者  
 障：障害者、その他：その他の災害弱者等

備考	
----	--

資料 3-1-18 避難者名簿

整理番号 一

避難所名							
避難者氏名		年齢	性別	住所	避難日時	退所日時	備考※
1			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
2			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
3			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
4			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
5			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
6			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
7			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
8			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
9			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
10			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他

(※) 乳：ミルクを必要とする乳児、幼：小学校入学未満の幼児、児：小学生、高：65歳以上の要援護高齢者  
障：障害者、その他：その他の災害弱者等

資料 3-2-1 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり 5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり 1,160円以内 2 被災地から緑故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日以内の支給可(大人、小人の区別なし)	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全流			夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
					冬	31,200	40,400	56,200	56,700	82,700	11,400
		半壊 床上浸水			夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の 日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした 日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の 日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り 595,000円以内  半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1 世帯当り 300,000円以内	災害発生の 日から3ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の 日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の 日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内  一時保存  検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	救助に関する業務に従事した者に相当する県の一般職の職員の給与を考慮して定める額とする。 ただし、当該業務に従事した者に相当する県の一般職の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して定める額とする。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。





資料 3-2-2 (2) 避難所設置及び収容状況  
様式 7

避難所設置及び収容状況

市町村名 斑鳩町

避難所の名称	種別	開設期間	実人数	延人数	物品使用状況		実支 出額	備考
					品名	数量		
		月 日 ～ 月 日	人	人				
計								

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。  
 2 物品の使用状況は、開設期間中に試用した品目別、使用数量を記入すること。  
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。



資料 3-2-2 (4) 炊出し給与状況  
様式 9

炊き出し場の 名 称	月 日			月 日			合 計	実支出額	給食内容
	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計									

※「備考」欄は、給食内相を記入すること。

資料 3-2-2 (5) 飲料水の供給簿  
様式 10

供給 月日	対象 人員	給水用機械器具								実支 出額	備考
		名 称	借 上			修 繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概要			
計											

- (注) 1. 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。  
2. 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主要な修繕箇所を記入すること。



資料 3-2-2 (7) 医療救護班活動状況  
様式12

救護班

班長：医師 氏名

印

月 日	市(区)町村名	患者数	措置の概要	死 体 検案数	修繕費	備考
計						

※「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。



資料 3-2-2 (9) 助産台帳  
様式14

市町村名 斑鳩町

分べん者氏名	分べん 日 時	助 産 機 関 名	分べん期間	金 額	備 考
計					



資料 3-2-2 (10) 被災者救出状況記録簿  
様式15

年 月 日	救出 人員	救 出 用 機 械 器 具							実支 出額	備考
		名称	借上費		修繕費			燃料 費		
			数量	所有者 (管理者) 氏名	金額	修繕 月日	修繕 費			

- ※ 1. 他市町村に及んだ場合は、備考欄にその市町村名を記入すること。  
 2. 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。  
 3. 「修繕の概要」には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

資料 3-2-2 (11) 住宅応急修理記録簿  
様式16

市町村名 斑鳩町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了年月日	実支払額	摘要
計	世帯			

資料 3-2-2 (12) 生業資金台帳  
様式17

生 業 資 金 台 帳

市町村名 斑鳩町

貸付を受けた者		保 証 人			事業計画概要	貸与期間	貸与額	備 考
住 所	氏 名	住 所	氏 名	職 業				
							円	
	計 世帯							

- (注) 1 「貸与期間」欄は「年 月 日まで 年 ヶ月間」を記入すること。  
2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

資料 3-2-2 (13) 学用品の給与状況  
様式18

市町村名 斑鳩町

学校名	学年	児 (生 氏 徒) 名	親権者 氏 名	給与 月日	給与品の内訳						実支 出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
計	小学校											円
	中学校											円

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし  
年 月 日

給与責任者（学校長）  
氏名 印

- ※1. 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。  
2. 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

資料 3-2-2 (14) 埋葬台帳  
様式19

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費 (円)				備考	
			住所氏名	年齢(歳)	死亡者との関係	住所氏名	棺、付属品を含む	埋葬又は火葬料	骨箱	計		
												埋葬費 円 支給遺族 氏名

資料 3-2-2 (15) 遺体処理台帳  
様式20

処理年 月日	死亡年 月日	死亡 原因	遺体発 見の日 時及び 場所	死亡者			遺族			遺体一時 保存の場 所及び保 存の期間	費用 (円)	備考
				住所 氏名	年齢 (歳)	住所 氏名	死亡 者との 関係	品名	数量 金額			
										から まで 日間		

(注) : 「備考」欄は、火葬等の年月日を記入すること

資料 3-2-2 (16) 障害物の除去の状況  
様式21

市町村名 斑鳩町

住家被害程度 区分	区分	除去に要した 期間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備考
計	半壊（焼）	世帯			
	床上浸水	世帯			









## 資料 3-2-2 (20) 入居誓約書

### 災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書

年 月 日発生 of 災害により災害救助法に基づき設置された応急仮設住宅に入居のうえは、次の事項を遵守して、当該住宅の維持、保全に最善の注意を払うことを誓約いたします。

年 月 日

入居者（世帯主）住所

氏名

印

誓約立会人（民生委員・児童委員）住所

氏名

印

斑鳩町長殿

記

#### 誓約事項

- 1 入居期間は、入居の日から2ヵ年以内（年月日まで）とする。
- 2 入居後においては、当該住宅の様式替え（建増し、改築等）は一切これをしないこと。ただし、やむを得ぬ理由により知事の許可を得て様式替えをした場合は、これに基づく当該財産権の主張は、一切しないこと。
- 3 入居後において当該住宅以外の居宅を得たときは、直ちに退去すること。
- 4 入居したうへは、当該仮設住宅についての不服を申しないこと。
- 5 仮設住宅の転貸又は世帯員以外の者の同居はしないこと。
- 6 修理義務個所を生じたときは、当事者の責任において市町村長と連絡のうえ実施すること。
- 7 入居資格をなくしたとき又は退去を命ぜられたときは、通知を受けた日又は事由の発生した日から30日以内に無条件で退去すること。
- 8 その他指示されたすべての事項は遵守すること。

資料 3-2-3 上水道施設・能力等

令和4年4月1日現在

上水道施設・能力

配 水 池		配水管延長
池数	貯水能力	
3	13,000 m <sup>3</sup>	146,170m

給水量

計画一日 最大給水量	一日 最大給水量	年間総給水量 (A)	その他無収水量 (B)	年間総有収水量 (A) - (B) = (C)	有終率 C/A%
16,000 m <sup>3</sup>	9,464 m <sup>3</sup>	3,056,827 m <sup>3</sup>	209,589 m <sup>3</sup>	2,847,238 m <sup>3</sup>	93.10

給水人口

行政区域内		計 画 給 水		契 約 給 水		普及率 B/A%
戸数	人口 (A)	戸数	人口	戸数	人口 (B)	
12,106	28,188	12,000	30,900	11,496	28,188	100.00

給水器具

種 別	所 有 者	台 数	容 量
給水用水槽	都市建設部上下水道課	2台	1 m <sup>3</sup>

資料 3-2-4 防災備蓄品一覧表

■災害用備蓄品在庫状況

(令和4年12月31日現在)

分 物 類 品	品 目		数 量	
食糧・飲料	食料	ビスコ (コンパクトタイプ)	—	9,655
		レトルトパン		9,000
		アルファ米 (食)	五目ご飯	9,600
		おかゆ (食)	白がゆ 梅がゆ	3,000
		合計		
	粉ミルク (1箱6本入り)			3,852
	液体ミルク (本) 240ml		本	96
	飲料水袋 (10L)			1,000
避難所運営資機材	毛布 (枚)		—	8,954
	間仕切りユニット (室)			180
	災害用簡易間仕切り (室)			229
	敷マット (枚)	ディスプレイラフ		682
		災害用敷きマット (エアーマット)		5,740
		災害用簡易敷きマット (アルミマット)		1,832
合計			8,254	
生理・衛生用品	紙おむつ	乳児用 (枚)	Sサイズ	2,172
			Mサイズ	1,968
			Lサイズ	1,782
		大人用 (枚)	M~Lサイズ	620
			L~LLサイズ	543
	女性用生理用品		—	70,980
	不織布マスク		枚	43,950
	サージカルマスク		枚	30,000
	ウェットティッシュ		個	9,000
	使い捨て哺乳瓶		セット	150
災害用仮設トイレ (台)		—	44	
救助資機材	災害用照明機材 (セット) (発電機、投光器、スタンド、コードリール)		—	44
	災害救助道具セット (セット)		—	7
	救助用担架		—	21
	車椅子		—	20
	ブルーシート		—	1,032

■避難所別備蓄保管一覧表

(令和4年12月31日現在)

区分	避難所名	たつた保育園	あわ保育園	斑鳩幼稚園	斑鳩西幼稚園	斑鳩東幼稚園	斑鳩小学校	斑鳩西小学校	斑鳩東小学校	斑鳩中学校	斑鳩南中学校	斑鳩中央公民館	斑鳩西公民館	斑鳩東公民館	中央体育館	総合保健福祉会館	文化振興センター	法隆寺国際高校	ふれあい交流センター	消防コミュニティセンター	五丁地域交流館	第二分団屯所	JRR法隆寺駅舎倉庫	西部防災公園	神南公民館	役場水防倉庫	役場安全安心課	計	
食料	パン類		300				900	1,800	900	1,800	1,800											1,499					656		9,655
	7年保存レトルトパン						900	1,800	900	1,800	1,800	1,800																	9,000
	アルファ化米						800	1,800	800	1,600	1,800		100	100								1,800			200	600			9,600
	アルファ化米(炊き出し)						500		500	950	1,000														40		10		3,000
	アルファ化米(おかゆ)個食																												
ミルク		648									852											852				1,500		3,852	
液体ミルク(本)240ml																										96		96	
避難所運営資機材	毛布						1,020	700	1,800	2,180	642	470	51	50	42	104	7	20		500	98	690		500	80				8,954
	間仕切りユニット						20	20	20	40	20									20	40							180	409
	災害用簡易間仕切り(バンリー)						40		40	12		40			40	5										52		229	
	段ボールベッド															5													5
	敷きマット						244				228										210							682	
災害用敷マット(エアーマット)									2,440	700											340		1,560		700		5,740	8,254	
災害用簡易敷マット(アルミマット)						220	228	496	280		52	20	20	40	10			20			40		180	210	16	1,832			
生活・生理用品	紙おむつ									2,172																			2,172
	乳児用S									1,968																			1,968
	乳児用M									1,782																			1,782
	乳児用L									620																			620
	大人用M・L									543																			543
合計									7,085																			7,085	
女性用生理用品									70,980																			70,980	
不織布マスク											12,000											10,000	14,000				7,950	43,950	
サージカルマスク	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	1,000	2,000			2,000	1,000	1,000	2,000	1,000							30,000	
ウエットティッシュ																						6,000		3,000				9,000	
使い捨て哺乳瓶																						150						150	
消毒液(1箱3本入り 1本30)							2		2			2	2		2						2						6	18	
非接触型温度計																											10	10	
災害用仮設トイレ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						44	
災害用照明機材セット	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2						44	
災害救助道具セット																						1	1	4				7	
救助担架	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1						21	
車椅子	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						20	
飲料水袋(10L)																						1,000						1,000	
ブルーシート																						60	972					1,032	

### 資料 3-2-5 薬剤散布基準

#### 1戸当りの薬剤散布基準

薬剤名	流失、全半壊、床上浸水家屋	床下浸水家屋
クレゾール	200グラム	50グラム
普通石灰	6キログラム	6キログラム
カルキ	200グラム	200グラム

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくそ族昆虫駆除の薬剤散布基準

(被災者住家1戸当り)

薬剤の種類	薬剤量
殺虫剤(油剤)	1.8リットル
殺そ剤	40グラム

(薬剤の種類は、現地の実状に応じて適宜変更して差し支えない)

## 被災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続柄	生年月日

被災原因	
------	--

被災住家*の所在地	
住家*の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊                      準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

斑鳩町長

印



資料 4-1-2 災害弔慰金及び災害障害見舞金

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。（下表参照）

（根拠法令：災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号））

種別	対象となる災害	実施主体等	支給対象者	支給限度額	支給方法・制限等
災害弔慰金	<p>自然災害であり、かつ下記のいずれかに該当するものであること</p> <p>1 一つの市町村の区域内において、住家滅失世帯数が 5 以上であること</p>	<p>1 実施主体</p> <p>市町村</p> <p>（各市町村条例に基づく）</p>	<p>死亡者の配偶者</p> <p>死亡者の子</p> <p>死亡者の父母</p> <p>死亡者の孫</p> <p>死亡者の祖父母</p>	<p>1 死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合</p> <p>500 万円以内</p> <p>2 その他の場合</p> <p>250 万円以内</p>	<p>1 支給方法</p> <p>市町村が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する</p> <p>2 支給制限</p> <p>①死亡が本人の故意又は重大な過失による場合（市町村長の判断による）</p> <p>②下記の規則等に基づく支給がある場合</p> <p>ア 警察表彰規則</p> <p>イ 消防表彰規定</p> <p>ウ 賞じゅつ金に関する訓令</p> <p>③その他市町村長が支給を不適当と認める場合</p>
災害障害見舞金	<p>2 県内において、5 以上の世帯の住居が滅失した市町村が 3 以上あること</p> <p>3 県内において、災害救助法の適用された市町村が 1 以上であること</p> <p>4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害</p>	<p>2 経費負担</p> <p>国 1/2</p> <p>県 1/4</p> <p>市町村 1/4</p>	<p>対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき下記に掲げる程度の障害を有する者に支給する</p> <p>1 両眼が失明した者</p> <p>2 咀嚼及び言語の機能を廃した者</p> <p>3 神経系等の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者</p> <p>胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者</p> <p>4 両上肢をひじ関節から先を失った者</p> <p>5 両上肢の用を全廃した者</p> <p>6 両下肢をひざ関節から先を失った者</p> <p>7 両下肢の用を全廃した者</p> <p>8 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる</p>	<p>1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合</p> <p>250 万円以内</p> <p>2 その他の場合</p> <p>125 万円以内</p>	<p>③その他市町村長が支給を不適当と認める場合</p>

資料 4-1-3 災害援護資金

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。（下表参照）

（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号））

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
災害援護資金	県内において災害救助法の適用市町村が 1 以上ある自然災害	1 実施主体 市町村  (各市町村条例に基づく)  2 経費負担 国 2/3 県 1/3	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯  1人世帯 220 万円 2人世帯 430 万円 3人世帯 620 万円 4人世帯 730 万円 5人世帯以上の場合 1人増すごとに 30 万円を加算した額  但し、その世帯の住家が滅失した場合は 1,270 万円	1 世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 150 万円以内 2 家財等の損害 ア 家財の 1/3 以上の損害 150 万円以内 イ 住居の半壊 170 万円以内 ウ 住居の全壊 250 万円以内 エ 住居全体の滅失又は流失 350 万円以内 3 1 と 2 が重複した場合 ア 1 と 2 アが重複 250 万円以内 イ 1 と 2 イが重複 270 万円以内 ウ 1 と 2 ウが重複 350 万円以内 4 次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 ア 2 イの場合 250 万円以内 イ 2 ウの場合 350 万円以内 ウ 3 イの場合 350 万円以内	1 申請 被害を受けた後 3 ヶ月以内 2 据置期間 3 年 (特別の事情のある場合 5 年) 3 償還期間 据置期間経過後 7 年 (特別の事情のある場合 5 年) 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 貸付利率 年 3 % (据置期間中は無利子) 6 延滞利息 年 10.75 %

#### 資料 4-1-4 生活福祉資金

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の貸付を行う。（下表参照）

但し、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象になる世帯は、原則として生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の貸付対象とならない。

【根拠法令等：生活福祉資金貸付制度要綱

（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）】

##### □生活福祉資金（福祉資金・福祉費）

種別	実施主体など	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	①実施主体 県社会福祉協議会  ②窓口 市町村社会福祉協議会及び民生委員 ・児童委員	災害を受けたことにより困窮し、自立更生をするために、資金を必要とする低所得世帯	150 万円以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 据置期間 貸付の日から 6 ヶ月以内</li> <li>・ 償還期間 据置期間経過後貸付金額により 3 年～7 年以内</li> <li>・ 貸付利率：年 1. 5% (据置期間中は無利子)</li> </ul>

## 資料 4-1-5 住宅復興資金

### 《被災者生活再建支援制度の概要》

#### 1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
  - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
  - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
  - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
  - ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
  - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

#### 2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

#### 3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、  
合計で200（又は100）万円

4. 支援金の支給申請

（申請窓口）市町村

（申請時の添付書面）①基礎支援金：り災証明書、住民票 等

②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

（申請期間）①基礎支援金：災害発生日から13月以内

②加算支援金：災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

○ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給（基金の拠出額：600億円）。

○ 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。